

開 会

○山本国土計画局総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第18回計画部会を開催させていただきます。

私は国土計画局総務課長の山本でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開につきまして、申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。なお、本日は部会の定足数を満たしているということを申し上げます。

議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料1に計画部会の委員名簿。続いて、資料2－1から2－5に内閣府説明資料。資料3としまして経済産業省説明資料。資料4としまして法務省説明資料。資料5として計画部会の検討スケジュール（案）をつけてございます。

以上の資料につきまして、不備がございましたら、事務局までお知らせをいただきたいと思います。

それでは、以後の議事は、部会長をお願いいたします。

議 事

○森地部会長 どうもお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速始めたいと思います。お手元の議事次第をご覧ください。本日の議題は、（１）各府省庁ヒアリング、（２）その他の２点でございます。

第１の議題であります各府省庁ヒアリングに入りたいと思います。本日は３回目として、内閣府、経済産業省、法務省にお越しいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

（１）各府省庁ヒアリング（内閣府）

それでは、最初に、内閣府からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官　内閣府でございます。本日、官房企画調整課長は所用により出席出来ませんので、私、政策統括官共生社会政策担当付参事官の増田から、内閣府の所掌についてご説明いたします。

まず、私が少子化対策についてご説明した後、順次、男女共同参画、沖縄担当部局、科学技術政策担当、防災担当といった形でご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の2－1をご覧ください。政府の少子化対策についての資料でございます。最初のページをあけていただきたいと思います。これから、少子化の現状と、それに対する政府の対策についてご説明をしたいと思います。

最初の1ページですけれども、これは戦後の出生数と合計特殊出生率を表したもので、既におなじみの図だと思います。昨年の出生数が106万3,000人。それから、合計特殊出生率。ここに1.25とありますが、実はこれは概数であります。11月末に国勢調査のデータを基に確定値が出ました。1.26です。ただ、いずれにしても、これは一昨年に比べますと、出生数では4万8,000人の減。110万人を割り込んで4万8,000人の減ですし、合計特殊出生率も一昨年は1.29でしたから、0.03ポイントの減少ということで、いずれも落ち込み幅も近年では大きく、過去最低を記録しているということでございます。この図にありますように、第2次ベビーブームのときの1970年以降、合計特殊出生率が大体30年間にわたって減少傾向になっているということであります。

2ページ目をおあげください。これは、人口減少社会の到来、将来の人口動向を示したものです。が、昨年の国勢調査の結果を見ますと、総人口が一昨年より約2万人減少したということで、初めて人口減少社会に入ったということです。その後も人口減少は続くということでありまして、これは国立社会保障・人口問題研究所の推計ですが、2050年には約1億人にまで減少します。これは、この図にありますように、1967年に初めて1億人を超えましたから、そのときに戻るということですけれども、人口構成の質が違ふということでございまして、2050年には高齢化率が36%、3人に1人の方が65歳以上という非常に少子化と高齢化の進んだ社会になるということであります。なお、現在、厚生労働省では、昨年の国勢調査に基づいて、新しい人口推計を検討しておりまして、おそらくそれが出ますと、なお一層、少子化、高齢化の進んだ姿になるのではないかとされておりまして。

次の3ページは、こうした少子化の原因について示したものでございますが、大きく3点あります。未婚化の進展と晩婚化の進展、夫婦の子ども数の減少ということでありまして、結婚しない若者

たちの割合が高まっている。それから、結婚する年齢も、30年前と比べると3歳ぐらい高くなっている。その結果、最初のお子さんを産む年齢が高くなりますので、結果的に子供の数が少なくなることでもありますし、3番目としまして、従来は、結婚しますと、2.2人産まれていたということですが、最近の若い夫婦では、これが2.1ぐらいになっておりまして、最近では、夫婦の子供数も減少傾向にあるということでもあります。

次の4ページは、こういった少子化の原因の背景にあるものを整理したものでありますが、様々な要因がございます。未婚化・晩婚化ですと、良い相手に巡り合わないとか、独身生活に利点があるとか、あるいはそもそも経済的に余裕がないとかありますし、それから、結婚してからですと、仕事と育児の両立が難しいとか、育児費用や教育費用の負担が重たいとかということがいろいろ挙げられておりまして、少子化対策としましては、こういった様々な原因を見据えながら対策を講じていくということとなります。

次の5ページに、これまでの対策について示しておりますが、1990年代半ばから、エンゼルプラン、新エンゼルプランなど、5カ年計画をつくって対応してきました。目標値は概ね達成しておりますけれども、先ほどの最初の図にありますように、少子化の傾向になかなか歯止めがかからないということでもあります。

そこで、次の6ページになりますけれども、平成15年に少子化社会対策基本法が制定されて、それに基づきまして、現在、政府全体の対策として、一昨年に少子化社会対策大綱を策定いたしました。これは、この図にありますように、3つの視点、4つの重点課題。若者の自立とたくましい子どもの育ち、あるいは仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、子育ての新たな支え合いと連帯ということの重点課題のもとに、全省庁で28の具体的な行動を提示して、対策を進めていこうというものであります。

この具体的な実施計画が、平成16年12月に出来ました子ども・子育て応援プランでありまして、次の7ページにその概要について示しております。これは、重点課題ごとにそれぞれの政策を挙げて、5年間の目標値を設定して進めていこうというものでありまして、全部で約130の施策を掲げて、現在、政府を挙げて推進しているところであります。

次の8ページでございますけれども、このように大綱をつくり、子ども・子育て応援プランを策定して進めておりますが、昨年、やはり少子化が急速に進行しているということで、新しい対策をつくるということの議論を、少子化担当大臣を中心に始めてまいりました。

そこでまとまりましたのが、6月20日に政府・与党の合意を得て、少子化社会対策会議で決定した新しい少子化対策についてというものであります。この中では、ここにありますように、出生率の

低下傾向を反転させるということを目標として、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るとしております。中身は大きく2つありまして、1つは、社会全体の意識改革。子育て家庭を社会全体で支援することや、命の大切さや、家族のきずなの強化ということであります。それから、2番目としましては、子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充ということで、これは、親が働いている、働いていないにかかわらず、すべての子育て家庭に対する支援、あるいは子どもと過ごす時間を確保出来るように男性を含めた働き方の改革、あるいは子供の小さい時期、出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進ということを掲げておりまして、その具体的な内容が次の9ページに挙げております。

まず、子どもの年齢進行別に見た子育て支援策ということで、新生児・乳幼児期から未就学期、小学生期、中学生・高校生・大学生期までの施策を挙げています。また、2番目として、働き方の改革ということで、若者の就労支援とか、あるいは女性の継続就労などを挙げております。それから、社会全体の意識改革として、国民運動の推進ということで、家族・地域のきずなを再生する国民運動などのテーマを挙げております。現在、全部で40の施策がありますけれども、こういったことを来年度に向けて予算要求をしながら進めていくということであります。

そこで、10ページに、今年の夏に概算要求をした少子化社会対策関係予算の概要を示しております。財政事情が非常に厳しい中でありますけれども、対前年度10.4%の増ということで要求しております。また、この中で、新しい少子化対策の中に、児童手当にかかる経費。これは乳幼児期に着目をして、児童手当を拡充しようということですが、これについては現在、予算編成過程において検討中であります。

次の資料から、19年度の関係予算の概算要求のポイントを載せております。子育て支援策として、このように、小児科・産科医療の確保とか、生後4カ月までの子育て家庭を訪問する事業、これは新規事業です。それから、小学生期になりますと、全小学校区における放課後子どもプランという、文科省、厚労省にまたがる施策を連携統一して行っていこうとか、そういったものを挙げております。以下、概算要求のポイントを載せておりますので、ご覧いただければと思います。

13ページに、最近の出生数・婚姻数の推移を示しておりますが、今年の2月から対前年を上回って、出生数、婚姻数も増加をしております。今年の9月時点で、対前年より1万7,647人増となっているということでございまして、こうした傾向が確実なものとなるように、少子化対策を更に強化していきたいと考えております。

最後の14ページですけれども、これは欧米諸国の出生率の推移を比較したのですが、日本と比べて、イギリス、フランス、スウェーデンなど、高めに推移をしております、こうした国々の政策

なども参考にしながら対策を講じていきたいと考えております。

少子化社会対策については以上でございます。

○内閣府男女共同参画局推進課企画官　続きまして、資料２－２でございます。男女共同参画局でございます。一番資料が薄いので、時間も手短にと思っております。

１ページ目をお開きください。昨年１２月に、第２次の男女共同参画基本計画というのが策定されました。これは後でお暇があればお読みいただきたいわけでございますけれども、その中で、特に１次計画と違って、⑤に、新たな分野への取組ということを書かせていただいております。その中で、この審議会に関係の深いまちづくり、地域おこしであるとか、あるいは防災の分野を記述してございます。

次のページ、Ａ４縦長の計画の抜粋でございます。順番に従いまして、防災分野のほうからいきますと、これは先生方がよくご承知のことと思いますけれども、阪神・淡路大震災あるいは中越の地震の中で、やはり女性のニーズというのが非常に問題視されたということです。下世話な話ですけど、トイレであるとか、あるいは女性用品であるとか、そういったものが脚光を浴びたのが、その２つの震災だったのかなと思っておりますけれども、その中で、特に男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが重要だということをこの計画に盛り込んでございます。端的に言うと、女性の視点も入れてくださいということでございます。

それから３番目、地域おこし、まちづくり、観光。これも当たり前の話ですけども、我が国の人口約１億２、７００万人のうち、半分ぐらいが女性でありまして、女性の方がいろいろな取り組みをされておるわけですが、政策方針決定過程、団体の幹部であるとか、あるいはトップのほうになると、何故か女性の数が非常に少なくなる。これは非常にもったいない話でございます。まちづくりにしましても、住んでいる方の半分は理論上、女性でございますので、その視点をぜひ取り入れていただきたいということでございます。

次のページ以降は、その計画の抜粋を書いてございますけれども、言わんとするところは、この男女共同基本計画、鍵にはなっておりますけれども、やはり特定の分野の行政に取り込んでいただいて初めて効果が出るものでございますので、そういう男女共同参画の視点、あるいは女性の視点というのを、まちづくり、都市計画にも取り入れていただきたい。特に防災においても取り入れていただきたいということでございます。

その次のページのものは、こんな活動をしていますよというポンチ絵をつくっておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

○久保田内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官　　続きまして、沖縄振興に関するご説明を申し上げます。沖縄担当部局の企画担当参事官をしております久保田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の2枚に沿いまして、私から説明させていただきます。3枚目以降は、中に掲げております施策の主なものについての参考としてつけさせていただいておりますので、適宜ご参照いただければと思います。まず、新しい国土形成計画の策定ということで、全国計画と沖縄の振興のマスタープランになっております沖縄振興計画との関係についてご説明させていただきたいと思います。

まず、沖縄振興計画でございますが、現在動いております計画は、平成14年度から平成23年度の10カ年を計画期間といたします、特別措置法に基づくマスタープランになっております。この計画につきましては、沖縄県知事が原案を作成しまして、内閣総理大臣が決定するという決定方式でございます。また、計画の目標としております点についてでございますが、これは、全国計画になります平成10年に策定されました21世紀の国土のグランドデザインの中で、地域別の整備の基本方向として、沖縄地域が、太平洋・平和の交流拠点という位置付けをいただいております、それを目標にということで、計画目標を定めております。この中では、我が国において、アジア・太平洋地域の社会経済、文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図るということになっております。また、この10カ年の計画でございますが、現在、平成18年度が、ちょうど開始して5年目に当たる年でございます、現在、沖縄振興審議会におきまして、計画期間前半の総括と後期に向けてどのように取り組んでいくのかという基本的な方向性を審議しているところでございます。

次に、これまでの全国計画と沖縄計画の位置付けを、順次ご説明させていただきます。

昭和44年に策定されました新全国総合開発計画では、昭和47年に沖縄が本土復帰を果たしておりますので、追加という形で、第四次に、沖縄開発の基本方向を基本構想という形で追加をいただいております。また、第三次総合開発計画の中では、沖縄の課題ということで、産業振興、観光資源の利用促進といった点を記述いただいております。また、第四次の全国総合開発計画の中では、沖縄地方整備の基本方向ということで、沖縄を1つのブロックという位置付けで、国際物流中継機能の強化、あるいは観光・保養地域の形成といった点を記述いただいております。更に、平成10年に策定されました21世紀の国土のグランドデザインにつきましては、太平洋・平和の交流拠点という位置付けになっております。法律上、都道府県の総合開発計画等につきましては、沖縄について適用除外となっているところですが、これまでの全国計画の中においても位置付けをいただいているところでございます。

新しい国土計画との関係。現在、策定が進められております国土形成計画との関係でございます

が、沖縄振興特別措置法上、国土形成計画法 9 条の広域地方計画の規定につきましては適用しないということに整理されております。ただ、新しい国土形成計画、全国計画におきまして、沖縄振興計画の目標等も踏まえて、引き続き沖縄の振興について明記いただくことが必要かなと考えております。

次に、計画部会での中間とりまとめの中で関連施策になります計画のねらいと戦略的取り組みに関連するものとして、主な施策をご説明させていただきます。

まず、中間とりまとめの中で、シームレスアジアの実現という項目に対応する関連施策でございますが、沖縄振興計画の中では、アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成に資するということで、各種施策を実施しておりまして、1 つは、情報通信産業等の集積と高度化を図るということで、沖縄の地理的な不利性といたしまして、各市場から、本土市場から非常に遠隔な地にあつて、輸送コスト等の面で非常に不利である、あるいは水資源の問題等も抱えておりますので、大規模な製造業等が立地しにくいという状況があります。情報通信産業につきましては、こういった距離的な遠隔性がありますとか、市場から遠いといった不利性の面の影響が比較的小さい産業分野でございますが、沖縄におきまして、情報通信産業振興地域制度という税制上の特例措置をいただいております、それを活用して民間企業の立地を進めるということで、平成 8 年以降、これまでに 102 社が県外から立地しております。概ね 1 万人の雇用を開発するということが出来ております。現在、立地している企業の多くが、コールセンター。最近、いろいろな通販業でありますとか、そういう分野でコールセンター業が非常に進出してきておりまして、現段階は、そういうコールセンターを中心とした産業集積がなされています。今後は、これをもう少し付加価値の高いソフトウェア業でありますとか、そういった分野に高度化していくということが課題になっております。

次に、世界最高水準の研究・教育を行う科学技術大学院大学の設置構想というものを進めております。これは、資料 8 ページに関連資料がつけてございますので、ご覧いただきたいと思いますが、これまでに、この構想を進める主体となります独立行政法人の設置を平成 17 年にいたしまして、順次その施設整備等を進めていくこととしております。また、これとともに、事前の研究活動を開始するということで、現在、うるま市、沖縄県内におきまして、先行的に研究事業を実施しているところでございます。今後、順次、キャンパスの整備を進めまして、開学に向けて着実に進めたいと考えております。

更に、沖縄が観光リゾート地域であるということでございますが、国際的なコンベンションの開催につきましても、各省庁のご協力を得て、沖縄への誘致を進めておるところでございますが、各省庁が把握している情報をいただきまして、沖縄への誘致が可能なものについて、コンベンションの開催を推進しています。概ね年間で 40 件程度の国際会議を沖縄で開催しておるところでございます。

それから、那覇空港、那覇港をはじめとする連携・交流基盤の整備ということでございますが、資料の１０ページ、１２ページとなりますが、これは、空港、港湾ということでございまして、国内、国際の人流、物流の拠点として基盤整備を進めているところでございます。那覇空港の利用状況は、平成１７年度で、年間の離着陸回数は全国第５位。滑走路が１本の空港に限りますと、国内空港内で第２位の利用状況ということで、航空輸送が非常に多いという状況でございます。また、那覇港につきましては、国際物流港湾として、本土航路１６の定期航路と、国際航路、中国、韓国、台湾などの６つの定期航路が就航しております。さらに今後、クルーズ船の就航に対応した大型の旅客ターミナルを整備する方向で、今、調査を進めているところでございます。

次に、中間とりまとめの中の持続可能な地域の形成ということでございますが、産業集積を各種産業の集積を図るということで、先ほどご説明させていただきました情報通信産業以外に、各種、１つとしては、観光振興地域制度というものを持っていて、やはり同じような税制上の特例措置を使いまして、観光の集積を図るということで進めておるものでございます。

また、亜熱帯の自然・文化等の観光資源を生かした観光の振興、ブランド化という点につきましては、首里城等の関連城が世界遺産に登録されておまして、これを１つの観光の目玉として観光客の方に訪れていただくということで、こういった城の周辺整備の事業を行っておるところでございます。

さらに、農林水産物といった、亜熱帯の気候風土の中で、マンゴーでありますとかゴーヤといった、本土市場にも大分マーケットに出ておりますが、沖縄産品のブランド化を推進するという取り組みを行っているところでございます。

ちょっと時間的に余裕がありませんので、最後に、４の美しい国土の管理と継承というところで、沖縄らしい取り組みでございますが、環境共生型社会を目指した施策の推進ということで、沖縄らしい景観づくりということで、沖縄の独特の赤がわらを使った施設整備でありますとか、自然の海岸線が眺望出来るような道路整備といったことに取り組んでおります。

また、沖縄の土壌というのが酸性土壌で、河川流域が非常に短いという特色がございまして、一たん雨が降りますと、せっかくの青い海が真っ赤な赤土で汚れるといったことが、観光業者にとっても非常に痛手になっておるということでございまして、各種の公共事業を進める際に、赤土の流出防止対策を進める、あるいは民間の事業者が工事をされるときに、そういった経費増となる部分を融資で賄っていただくということで、全体として赤土の流出の防止対策を進めておるところでございます。

また、離島地域の活性化ということで、沖縄県全体が離島県でございますが、この中でも特に先島地区、宮古、八重山、与那国まで、東西に１,０００キロ、南北に４００キロの海域に島が点在する

という県でございます。こういった中で、各離島におきましては、医療の確保の問題とともに、高校進学。島に高校があるところが限られておりますので、小さな離島になりますと、高校進学の際に、息子さん、娘さんが進学した際に、一家で島を出てしまうといった教育問題がありまして、ある意味で、定住人口がそういった教育問題から減ってくるということもありまして、離島の地域での活性化策として、各離島の特産品を開発していただいて、それに対して、そういった特産品の開発が雇用の場に繋がるように、施策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○中村内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官　それでは、引き続きまして、科学技術政策についてご説明させていただきます。担当参事官をしております中村と申します。よろしくお願いいたします。

説明資料は、お手元の資料２－４、１枚紙でまとめておりますけども、これを基にご説明をさせていただきますと思います。

ご承知のように、日本は資源が少ないということで、科学技術で国を立てていこうと、科学技術創造立国ということを重点的に進めてきております。この科学技術政策の基本となるものとしてこの科学技術基本計画をつくっております。現在、第３期に入っております。５年ごとに計画をつくってきております。この第３期科学技術基本計画につきましては、ちょうど今年の３月に閣議決定をいただきまして、現在、これから５年間の計画として推進をしているところでございます。本日は、これについてのポイントをご説明させていただきたいと思っております。

それから、科学技術政策につきましては、政府に総合科学技術会議というのを置いております。これは、首相を議長といたしまして、原則月１回、官邸で、閣僚及び有識者からなる会議を開催しております。科学技術の振興、あるいは研究開発の推進ということを議論しております。

では、お手元の紙でございますが、ご説明をいたします。

先ほど申し上げましたように、３月に閣議決定されました科学技術基本計画ですが、全体から５章の構成になっております。この左上のほうになりますが、第１章に基本理念が載っております。この中には、基本姿勢あるいは政策目標、５年間の総投資規模ということが書かれております。紙のちょっと下のほうになりますけども、箱で括った中に、基本姿勢というのが２点書いてございます。社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術、それから、人材育成と競争的環境の重視ということを姿勢に挙げております。

１点目は、科学技術が一体何のために役立っているのかわかりにくいということです。専門家しかわからない科学技術ではなくて、それが具体的に国民にわかりやすく、また、成果が目に見える形で

還元されているというのを目指すべきだということでございます。それから、人材がやはりもとでありますので、人材の育成、モノから人へと、あるいは個人の重視といったようなことを打ち出しております。

それから、今回の特徴として、その次の政策目標を明確化したという点がございます。3つの大きな理念の下に、そこに赤字で書いてあります6つの大目標を設定しております。更に、12の中目標を書いてありますけども、大目標の中には、今回のこの国土形成計画とも関連が深い環境と経済、あるいはイノベーションを進めるイノベーター日本という目標、それから、大目標の6にありますけど、安全が誇りとなる国というような目標を明示いたしまして、これに向かって、この計画の内容を構成しているという点がポイントでございます。

次に、第2章でございますけども、第2章以下が各論になっておりまして、第2章には、国の予算を使って科学技術の研究を進めるわけですけども、どこに重点化していくかといったような重点化の考え方をここには書いております。国の予算、大体年間3兆6,000億円ぐらい科学技術関係経費がございまして、その中の基礎研究、それから、政策課題対応型と言っていますが、これは各省庁がその省庁のミッションに従ってやっている研究でございます。こういったものの中から大事なものを重点化していく。それは、分野別推進戦略というのを別途つくっております。これは、そこにライフサイエンス以下、8つの分野を設定しておりまして、この分野毎に分野別推進戦略というのをつくっております。この戦略の中に、各研究開発テーマを明示しております。これも基本計画と同じ時期につくっております。ちなみに、この中に社会基盤と書いてありますが、社会基盤分野の戦略につきましては、この部会の森地部会長に主査として加わっていただきまして、取りまとめをお願いしております。そういった重点化。

それから、第3章に、今度は、科学技術システム改革というのが書いてございます。これは先ほど申し上げましたように、確かな研究開発を進めまして、成果還元するためのシステムを改革していくという部分でございます。特に、研究者や技術者の人材の育成、確保、それから、今の政府も非常に進めておりますイノベーションの創出といったこと。これはつまり、研究開発の成果を、社会的あるいは経済的な価値としてきちんと実現させるまで途中で止めずに、切れ目のない研究開発活動が出来るというようなシステムを実現していこうということでございます。

そのほか、第4章、第5章に、社会・国民に支持される科学技術といったような観点からの記述、あるいは総合科学技術会議の役割ということを詳述しております。

こういった内容になっておりますけども、今回の国土形成計画の中間とりまとめにつきましても、第4章のところで、計画の実現に向けてという主語がございまして、国土基盤の投資の方向性という

ところに、特にこの科学技術についての記述をいただいております。これを読ませていただきますと、科学技術、イノベーション、あるいは人材育成というものは、成長の源であるというような観点の記述もございまして、既に私どもの意見をかなり反映していただいております。今後とも国土基盤形成に関する科学技術分野についても、先ほど申し上げました分野別戦略の中で、どういう研究開発課題を重点化するということを明示しておりますので、ある意味で、この投資を重点的、効率的に推進するという仕組みが出来ております。そういうことでございますので、ぜひこれからまたご審議を進める上で、科学技術の研究開発、あるいはそれを担う人材への戦略的投資というところについてもご審議をいただければと思っております。

以上、簡単でございますが、ご説明いたしました。

○安田内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震火山対策担当）付企画官　それでは、次、内閣府の防災のほうからご説明をさせていただきます。私は、内閣府防災企画官の安田でございます。資料2－5というのをご覧ください。ちょっと厚い資料でございますので、内容的には大分端折ってご説明をさせていただきます。

まず、防災の関係で、最近の自然災害の状況というようなことで、この資料の1ページ目から2ページ目ぐらいにかけて、最近の災害の増加傾向ということを書いております。インフレ補正をした上でも災害の被害額が相当に増えているというのが1ページでございます。また、気象も変わってきているといったあたりが2ページでございます。

また、我が国の国土自体が、災害に対しての脆弱性がある意味増している部分があるというようなことで、3ページのところでは、例えば、東京の下町あたり、ゼロメートル地帯のところに資産が集中してきていると、そのような話。そういう意味で、昔の例えばカスリーン台風の頃とは大きく上限が違うと、そんなことが書いてございます。

また、4ページのところでは、地震がいつ起きてもおかしくない、そういうことで、例えば、震度6弱以上の地震の、最近の数年間の分布というようなことで上のような図になっておりますし、文部科学省で出されている地震の評価、ちょっとこれは字が見つらいですが、4ページの下の方でございますが、各地でそういう大きな被害が発生する地震があり得るということです。ちょうど本日も、中部、近畿圏の中で、どれだけの震度分布がどの断層で起きるかと発表してまいりましたけれども、まさに中部、近畿のあたりもそういった地震断層の巣でございますし、各地でそういう問題があるということでございます。

5ページのところは、海溝型地震ということで、東海、東南海、こういったものがそれぞれ単発あるいは連動して起きる。そういったリスクが非常に高いので、今世紀の前半にも、次の大きなそうい

う連動になるかどうかわかりませんが、そういう地震が起きると言われております。また、下のほうでは、日本海溝・千島海溝の地震。これも地震の巣がたくさんあるといったことでございます。

6ページのところは、首都直下の地震。これもいつ起きるかわからないというようなことで、6ページの下の方にいろいろなリスクの比較がございますが、同じ次元のものではないですけれども、災害のリスクというものはいろいろな、我々が生活の中で受けるリスクと比べて決して小さくなくて、むしろある意味では大きいと、そんなようなことでございます。

また、7ページは、時代認識ということで、いろいろ満ち足りてきた、いろいろな意味で生活が豊かになってきた時代の中で、リスクに対して敏感な時代になってきていると、そんなような認識のことを書いてございます。

8ページのところは、そういうような認識に立って、国でもしっかりと災害のリスクマネジメントをする必要があるということで、8ページの上の図では、リスク対策という従前からいろいろな災害対策がございますが、それに加えて、例えば、どこでどういうリスクがあるか、本日行いました震度の予測の公表というのも1つでございまして、そういうリスクの分析評価といったものとか、あるいはそれを国民にお伝えして、適切な備えをしていただく。国土形成計画で扱う土地の適切な使い方ということもその範疇に入るかと思えますけれども、そういった取り組み面がしっかり行われるように、この右下に戦略的対応と書いてございますが、いろいろと地震ごとに、大綱というものでいろいろ政府がとるべき施策をまとめたりだとか、あるいは数値目標を挙げた防災戦略、そういったマネジメントも進めているところでございます。

8ページの下の方に、そういう被害想定からいろいろな政府の対応策をつくる流れがございますが、こういったものが今、各地の地震について進めているというのが、次の9ページから12ページぐらいまでの資料でございます。本日は説明を割愛いたしますけれども、それぞれ大きな地震について、どれぐらいの被害が今、想定されて、それをどういうふうに減らしていくのか目標を掲げていると。こういった取り組みを、この平成17年、18年ぐらいで集中的にやっているところでございます。そういう意味では、従前は、どれぐらいの地震に対してどういう対応をするかというのは、必ずしもプログラムが明確になかったものを、今、それをはっきりさせていこうとしていると。それを大きなものから取り組んでいるということでございます。

次、13ページから17ページにかけてが、1つの事例として、首都直下地震の際に、どんな被害が起きるか。特に首都の場合には、経済、政治の中核と、行政の中核ということも含めて、その対応もいろいろな検討が必要だということで、まさにこの辺のところに取り組んでいるということでございます。

これが今までの取り組みでございまして、これからの方向ということで、１７ページの下のところから１８ページにかけて若干書いてございます。１つは、今、いろいろな地震についての被害想定とか、いろいろな対策を検討していると申しましたけれども、例えば、まだまだやるべき問題としまして、１７ページのところでは、東南海地震と南海地震が同時に起きる場合と、数日の差で起きる場合と、数年の差で起きる場合があると。そうすると、例えば、片方が起きたときに、もう片方の想定地域ではいろいろなことが起こり得る。パニックが起きるとか、いろいろな問題が起きるというようなことで、そこへの対策とか、まだ相当検討しなきゃいけないと。また、東海地震も含めた３連発ということもあり得ると。そんなようなことがいろいろと残される課題の１つということで挙げてございます。

また、１８ページの上のところでは、水害の関係ということで申しますと、例えば、今、気象予測も大分出来るようになってまいりました。昔と違って、今は情報が得られると。そうすると、利根川あるいは荒川の堤防が仮に切れたとしたら、皆さんの場合、避難行動がどうするかということで、例えば、車を持って首都高に殺到するかもしれないとか、いろいろその辺も含めた想定というものをまだまだやらなきゃいけないと。今のところはまだそういうような計画になってないということでございます。

あと、１８ページの下に、火山の関係もございますけれども、今流の情報を生かした適切な減災対策のあり方、そんなようなことをまだまだ検討しなきゃいけないと。そのようなことが最近の動向と言いましょうか、方向性ということでございまして、これからこういう世界をどんどん詰めていって、リスク・コンシャスという言葉を挙げましたけども、災害に敏感な国民に対して十分な情報を提供しまして、適切な対応をとれるようにしていくと。それが内閣府防災の１つの大きな仕事ということで考えております。

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付企画官　　続きまして、災害時要援護者対策についてご説明をいたします。資料１９ページをご覧ください。

ただいまの説明が、大規模災害を中心としたマクロの対策とすれば、こちらのほうは、むしろ市町村単位のミクロの施策ということになるかと思えます。特に、近年の自然災害におきましては、犠牲者の中に占める高齢者の割合が非常に高いということが指摘をされております。災害被害を軽減していくためには、こうした高齢者、更には障害者などの支援が必要な人、災害時に避難をするときに支援が必要な災害時要援護者対策というものの充実強化を図っていく必要がございます。内閣府では、関係省庁とも連携いたしまして、平成１７年３月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものを策定いたしておまして、本年３月には改定をいたしております。市町村を中心とした取り組み

の促進を図っているというところでございます。あまりお時間はございませんが、限られたお時間の中で、ガイドラインのポイントを簡単にご説明させていただきたいと思っております。

ガイドラインの全体像は、20ページのところに書いてございます。平成17年3月の策定版と平成18年度を対象といたしておりましたけれども、平成18年度の改訂版をご覧くださいますと、まず、どのように要援護者と言われる方々に情報伝達をするか、避難情報。それから、次に、更にそれを具体的に避難支援していくためには、どこにどういう要援護者がおられるのかということ把握しなければいけない。このために情報の共有をしなければならないということでございます。個人情報保護との関係で、いろいろ課題のあるところでございます。

それから、災害時要援護者の避難支援計画を具体的につくっていく。誰が誰を助けていくのか。こうなりますと、行政ですべてを助けることは出来ないで、地域の方々の力をかりる必要があるわけでございます。そして、避難先、避難所において、どのような支援をしていくのか。いろいろ要援護者のニーズは様々なものがございまして、これらにきめ細かに対応していくためにどうしたらいいのかということが書いてございます。それから、こういった仕事をしていくためには、やはり関係機関の連携が必要だと。防災部局だけで出来る仕事というのは非常に限られております。福祉部局、さらには福祉事業者、保健師、看護師、こういった様々な方々の力をお借りしていく必要があるということでございます。本日、こういったガイドラインの中で、特に要援護者の避難をどういうふうに支援していくのか。その避難支援プランづくりのところだけご説明させていただきたいと思っております。

19ページに戻りまして、要援護者に関する情報を平常時から収集、管理し、関係者間で共有をすると。一人一人の要援護者に対して避難支援者を定めるという具体的な避難支援プランを策定するということになっておるわけでございます。避難支援プランのイメージは、21ページに掲げてございます。若干、この国土審議会でご議論いただくには細かいお話かもしれませんが、要は、避難をしなければならない人がいたとして、その避難が自分1人では出来ない。誰かに助けてもらわなければいけないけれども、行政が助けることはほとんど出来ない。阪神大震災でも、実際に行政に直接助けられた人というのはわずか2割しかいないということで、やはり地域の方々の力をお借りしないと、とてもじゃないけれども、皆さんを助けることが出来ない。ところが、地域の方々に助けることをお願いするためには、どこにどういう要援護者の方がおられるかというのをまず把握していただかなきゃいけない。ところが、ここに個人情報の壁があると。今回のガイドラインの中では、個人情報の課題については、個人情報条例をこういうふうに解釈して乗り越えたらいいかという提案もさせていただいているところでございますが、実際には、自治体のほうでは、個人情報保護の要請に対する戸惑い、ためらいのようなものもございまして、この避難支援プランづくりというのはなかなか

大変な仕事で、なかなか進まないというようなところもあるところでございます。

それで、こういった避難支援プランをこういうふうにつくったらどうですかというご提案をさせていただいているわけですが、それと同時に、19ページにもう1回戻っていただきます。今、申し上げたとおりに、地域の方々の力を借りなければ、要援護者対策というのはどうしても進まない。このためには、こういった避難支援プランだけをつくってもどうしようもないわけでありまして、やはり地域住民の方々の理解をどんどん深めていく必要がある。このためには、一番良いのは、訓練をどんどんやるということでございまして、要援護者や、子供や、地域のPTAの方、いろいろな人を巻き込んでどんどん訓練をやっていく中で、そういったものの必要性とか大変さというものを皆さんにわかっていただきながら、こういったプランづくりを進めていくことが必要です。

更には、地域の力をお借りするという意味では、防災だけではなくて、声かけとか見守り、更には犯罪防止活動みたいな様々な地域の活動をうまく盛り上げていって、その中で、人と人との繋がりを深めてもらう。こういったことが、災害時要援護者対策にとっても非常に大事だということです。そういう意味で、特に国土形成計画のご議論の中でも、そういった地域の繋がりをどう再生していくのかということと、災害時要援護者対策を念頭に置いて、いろいろご議論いただければと思います。

以上でございます。

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付企画官　災害予防担当でございます。引き続きまして、資料の22ページから、国民運動の推進についてご説明いたします。

ただいま、それぞれ説明いたしましたように、我が国の自然的条件からしましても、広範囲、どこでも起こり得る災害というものの被害の脅威があるという状況下で、また、先に申しましたように、要援護者等も含めて、みんなに、どのようにして安心、安全を保障していくかということが問題になってきているところであり、また、その背景として、災害という角度から申し上げましたけれども、そういう人と人との協力といったようなことをどのように確保していったらいいかといったことを、私どもで、国民運動という言葉ではございますけれども、1つの提唱をさせていただいているところでございます。

22ページの表の上のほうからでございますけれども、減災社会の実現に向けまして、日頃より被害を軽減するための備え、自覚と言いますか、行動、そういったものをとっていくために、個々人の自覚に根差した自助、あるいは地域コミュニティー等による共助、行政による公助との連携をしていくということが大事であると。先ほどもご説明がありましたけれども、やはり災害被害を軽減するための行動、行政のほうも公助に努力をしておりますけれども、どうしても、特に発災直後、一時的な

救援活動などにおきましては、やはり自助、共助の役割というのは非常に大きいという厳然たる事実もございます。従いまして、そこに6つの行動を提唱しておりますけれども、日頃から災害被害を軽減するために、耐震化を行うとか、あるいは被害経路などを書いた予測図を見て災害リスクを知るとか、あるいは訓練、先ほどもお話ございましたけれども、災害時の行動について既におさらいをしておくとか、そういったことを常日頃からとっていただきたい。そういうことによって、皆さんの意識、如何、そしてまた、それが行動と、あるいは若干の投資と言いますか、準備と言いますか、そういったものに繋げていくことによって、先に申し上げました減災目標というものを当方も提示しておりますけれども、実際に実現されていくのではないかとということを昨年、防災白書におきましても提唱いたしまして、まとまったところでございます。

これを受けまして、中央防災会議に専門調査会を置きまして、国民運動の推進についての検討というのがございまして、この4月に基本方針を取りまとめ、中央防災会議で方針という形で提示をいたしました。それが、次の23ページの表で示しておるところでございます。それで、皆さんにどういった活動ということで着眼していただきたいか、概要図で恐縮でございます。

○森地部会長　　すいません。20分時間オーバーしていますので、簡単にしてもらえますか。

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付企画官　　わかりました。

○森地部会長　　議論のほうが重要ですから。

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付企画官　　恐れ入ります。

○森地部会長　　これは見ていただければわかります。

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付企画官　　ということで、はじめにということで、それからあと、幅広い人々にそれぞれ防災の意識を持っていただいて、息長く活動してほしいというようなことをここで提示してございます。ぜひともこういった災害についての意識、ちょっとした日頃の気づきから備えをしていただくということをお願い申し上げまして、私のほうから説明を終わります。どうも失礼しました。

質　　疑

○森地部会長　　それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問あるいはご意見お願いいたします。

それでは、鬼頭先生から順番にお願いします。なるべく短くしゃべってください。

○鬼頭委員　　はい、わかりました。私は、この計画検討の中で、人口にかかわるところを主にやっ

ておりましたので、人口について2点だけ伺わせていただきます。

1つは、21世紀はどう見ても人口減少は避けられないという前提で、国土計画を考えるということをやってまいりましたが、一方では、どこかで人口減少を止めたいと。つまり、静止人口を実現したいという気持ちもあるわけです。今度の少子化対策においては、出生率を2.07あたりに戻す時期を、何か具体的にお考えかどうかということが1点。

それから、第2は、いろいろな施策を試みるということに価値があると思ひまして、8ページ、9ページ、11ページから12ページに予算の裏付けなども出ておりますが、私は、最も重要なことは、晩婚をいかに食い止めるかということと、生涯未婚率を下げるかということにかかわっているのではないかと考えておりますが、それぞれの施策において、予算を注ぎ込む込むときの、あるいは事業を行うときの費用対効果について何か検討されているのかどうかということについて、ご質問させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○森地部会長　どうぞ、奥野委員。

○奥野委員　奥野でございます。沖縄の件について1つお教えいただければと思ひますが、最後のところで、沖縄離島の振興策として、特産品を開発して雇用を確保するという話がございました。私、自立地域社会専門委員会ですと議論に加わっておりまして、今度、計画部会の中間とりまとめでは、その点についての新たな名前と呼んでおりますが、その役割をかなり重要視しております。地域コミュニティーでありますとか、NPOとか、そういった組織をどう継続させていくか、強いものにしていくか、そういうことも今後、課題だと思うんです。

それから、もう一つは、小さな資金循環と言っておりますが、そういった活動に対して、特に民間資金をどういうふうに供給していくか。計画部会の中間とりまとめでは、地域の貯蓄が地域に投資されると。地域コミュニティー等が活動出来るようになればいいというので、小さな資金循環という名前と呼んでいるわけですが、沖縄の離島での取り組みで、そういった点について何か特徴的なものがございましたら、お教えいただければと思うのですが、以上です。

○森地部会長　大西委員、どうぞ。それから家田委員、お願いします。

○大西委員　2つ伺いさせていただきます。1つは、先ほどの鬼頭委員の続きになりますけれども、人口に関して、私も少子化対策が功を奏するということがどこかの時点でないと、ゼロに向かって進んでしまうと考えるわけですが、資料2-1の一番最後のページに、各国の出生率の推移というのがあって、ここに日本以外に4カ国取り上げられていますが、これを拝見すると、それぞれ変動があるというか、一たん回復するとか、最近、全部回復してきているところを挙げておられるようです。

が、そういう国でも一時は非常に落ち込んでいた時期があると。そうすると、何らかの政策が功を奏して、こうした回復がなされたともみれるわけですが、一方で、日本はかなり昔からほぼ長期低落傾向にあるということで、この辺のそれぞれとられてきた政策の中で、どういう政策がそれぞれの国で効果があってこういうふうになったのかという、回復したのかというのを分析して、日本にそれを適用しようとしているとか、何かその辺の話があればお聞かせいただきたいというのが質問です。

もう1点は、防災に関連してですが、いろいろな災害があって、一方で、今の人口を踏まえると、将来、人口が減り、世帯も減って、居住する場所が現在より少なくなる、そういう社会を経ることは間違いないと見られているわけですが、そうなると、どこから居住地として撤退していくかというようなこともだんだん現実的な話題になるわけです。そのときに、出来れば非常に危険な場所にはなるべく住まないようにしようということが昔から言われてきたのですが、そういうことを実現する機会だと。そうすると、ハザードマップをつくったりして、例えば、氾濫域とか、活断層の上とか、急斜面地とか、そういうところについてはなるべく人が住まないように土地利用のコントロールをしていくなんていうこともテーマになると思うのですが、そういう居住地と災害の関係について、何か政策をお考えなのかどうか、お聞かせいただけたらと思います。

○森地部会長　家田委員、どうぞ。

○家田委員　質問2点です。1点目は、沖縄の資料で1ページ目に出ている新しい国土形成計画に、沖縄振興計画の目標等も踏まえ、引き続き沖縄の振興について、計画上明記することが必要と書いてあるのですけれども、規定は適用しないこととされているが、何でこれを書かなきゃいけないのか、そこを教えてください、これが1点目です。

2点目は防災ですけれども、いろんな地方から、いざというときの東京の代替機能を果たしたいという声が上がっているのですけれども、もちろん、銀行や何かについては、平常業務もありますのでバックアップを実際にやっている。これはいいのだけれども、行政機構というのがそんなに簡単にバックアップ出来るのかという気もしないでもないんですが、内閣府としてのこの点についてのご意見を伺いたい。この2点でございます。

○森地部会長　ありがとうございます。西村委員、それから村木委員、お願いします。

○西村委員　1点だけです。資料2の災害時の要援護者対策について、ここでは我々が議論している新たな公というのに近い議論がされていると思うのですけれども、そこでイメージされているのは、地域コミュニティをいかにサポートの力とするかということであるわけですが、もちろん、それが主流でしょうけれども、おそらくはそれだけではなくて、例えば地域の企業だとかが大きな役割を果たすのではないかと。つまり、企業の従業員はやはり企業が助けますので、その意味では、それ

それぞれの地域の企業が、ある種、企業市民として様々な役割を果たし得るという視点がどこかにあるのでしょうか。そうすると、災害時の要援護対策のイメージも少し変わってくるのではないかと思うのですが、その点をお伺いしたいと思います。

○森地部会長　村木委員、どうぞ。

○村木委員　少子高齢化のところについて少しお伺いしたいのですが、1点だけです。全体的に見れば、大都市ほど女性は多く、そして子供は少ないという現状があると思うんですけれども、そういった地域偏在に対して、新しい少子化対策というのは国全体としてのことなのか、それとも地域偏在を考慮して、ここはこのような形でというものが加味されているのか、その点について教えていただければと思います。

以上です。

○森地部会長　関根委員、どうぞ。

○関根委員　2つございます。1つは、やはり人口の部分ですけれども、育児休職を女性が7割とっているというのは、これは70%になっていますけれども、これは現在、7割が辞めた後の7割ですよ。ご存じだと思いますけれども、現在、中小企業にはこの育児休職の制度、ほとんど適用されていないがゆえにこういった数字でありますけれども、現実には非常に少ない数字になっている。これを、中小企業を含めた形で、例えば在宅勤務などを含めるような形で、何とか男女ともにもう少し上げていくという方策が、具体的なものがよく見えなかったのも、もしよろしかったらその辺をお聞かせいただければと思います。

それともう1つ、要援護者の部分ですが、これは例えば、アメリカのように、要援護者が全部自分たちで地域の中で、コミュニティーの中で当事者自身が参加するプラン、高齢者や障害者が、自分たちが動いていくプランというのをつくることによって、まちの中で「No one left behind」という言い方をしますけれども、だれも置いていかないという政策をアメリカではとっていると思います。現実には、防災のとき、緊急時には、誰もがガラスを踏んだり、頭を打ったりして、すべての人々が要援護者になっていく可能性がある。それを考えれば、防災訓練などの中で、もっと当事者参加というものを中心にしていくべきではないかと思うのですけれども、このような部分についてどう思われるのか教えていただければと思います。

以上です。

○森地部会長　どうぞ、武内委員。

○武内委員　2点お伺いしたいと思います。1つは沖縄について、全体としての書きぶりが地域振興的な話が中心なのですけれども、いわばそのメニューというのが、少し従来の開発型のメニューが

多いんじゃないかなという感じがするんですけど、もう少し自然再生だとか、あるいは伝統的な地域の文化をもっと生かしていくとか、あるいは東アジアに繋がるような、そういう新しい社会形成の核になるという話はないんでしょうかという話と、もう1つは、災害について、減災ですとか、それから人々の意識の変革というあたりは非常によくわかるんですけども、これは現在の人口減少と絡むかどうかは別にして、土地利用政策的に、脆弱なところを避けていくという、むしろ積極的な予防的措置を考えるということが、政策として、これはここで考えていないので、別のところで考えるのか、あるいはその議論をあまりされていないのかというところですね。

例えば、阪神・淡路の直後には、むしろ活断層の危険性の非常に高いところを避けて、土地利用ゾーニングをすべきではないかという議論が一時ありましたが、その後、その議論は必ずしも明確に政策に反映されていないように思うのですが、そういうふうな点についてお伺いしたいと思います。

○森地部会長　よろしいでしょうか。

○和気委員　ありがとうございます。科学技術政策と沖縄振興の関係でお伺いしたいのですが、いわゆる科学技術立国を標榜する日本として、誰がそれを担うかというときに、当然、日本人、国内の人材育成が重要ですが、海外からどれだけ頭脳を吸収するかという、そういう吸引力が、今の科学技術政策の中で、つまり海外の資源をどう生かし得るか。あるいは、沖縄の科学技術大学院の構想、私も大変刺激的に思いますし、ぜひ世界最高レベルのセンターになってもらいたいと思っております。そういう意味では、高水準の知的資源をどれぐらい海外から吸収出来るかというところが1つ重要な柱だというふうに認識しておりますので、その辺、何か具体的な施策等のイメージがあれば教えてくださいと思います。

○森地部会長　よろしいでしょうか。

それでは、たくさんございますが……

○小林委員　あと1つだけ。

○森地部会長　どうぞ。

○小林委員　今回の国土形成計画の中には海域の議論が入っていない。沖縄が、おそらく海域との関係では非常に大きな関係を持っていると思います。沖縄において、今回中間まとめでかなりしっかり書き込んでいる海域について、何か議論があるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○森地部会長　ありがとうございます。

今日お答えいただけるものはお答えをいただいて、なるべく手短にお願いしたいのですが、もし難しいようでしたら、後ほど資料をいただければと思います。

それでは、順番にお願いいたします。

○内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官　それでは、まず少子化対策の関係からご説明したいと思います。

最初に、鬼頭先生からのご質問で、合計特殊出生率を、具体的な数字の設定といったご質問がありましたが、結婚・出産という個人の自由な選択の結果に基づくものですから、なかなか具体的な数値の目標というのは難しいと考えておりますけれども、政府としましては、少子化の流れを変える、出生率の低下傾向を反転させるということを今目標にしております。現在厚生労働省で、将来人口推計の検討を社会保障審議会の人口問題部会で行っておりますけれども、過去のトレンドで推計することが基本ですが、その後、また更に部会をつくって、一定の政策を加味したような格好で、バリエーションで推計出来ないかということを今検討しているようですので、その辺の結果を見ていきたいと思っております。

それから、費用対効果の点でございますけれども、これにつきましても、いろいろ厚生労働省や財務省、あるいは内閣府の研究所でもいろいろと調べておりますが、なかなか1つの政策で効果があるかどうかというのは非常に難しいところがあります。私どもも少子化社会白書をつくるときにいろいろ調べたり、各国の研究も見ておりますが、例えばフランスのように大変手厚い家族給付をしていると効果があるようなのが出てきますけれども、日本のように非常に細かな政策で見るとなかなか出てこない。これは実は国会でも総理をはじめとしてお答えしておりますけれども、1つの政策をやればいいという特効薬はないだろうと。様々な政策を組み合わせ、やはり総合的に対策を打っていくということが重要ではないかと考えております。

それから、今日の資料の最後に、資料2-1の14ページにあります各国の状況の件であります。この状況につきましては、昨年の平成17年版の少子化社会白書や、あと、先日発行しました本年版の少子化社会白書の中でも紹介しておりますが、この中から幾つか特徴を申し上げますと、まず、フランスの場合には、現在またベビーブームと言われておりまして、非常に手厚い家族給付と、それからかなりきめ細かな、多様な保育サービスというところに特徴があります。

それから、スウェーデンの場合には男女共同参画に根ざした、育児を男性も女性も分担する。例えば、育児休場取得率は男性も女性も8割を越えているといった状況と、あとは保育サービスが非常に徹底をしているということでもあります。

また、イギリスは2000年代に入りましてから、ブレア政権がワーク・ライフ・バランスを推進しておりまして、大分企業も多様な働き方とか、子育て支援を行っているという聞いております。

それから、ここにはないのですが、実はドイツ、イタリアが日本と並んで低いですが、ドイツ

ツは最近、従来の家族給付だけでなく保育サービスにも力を入れていこうということで、最近では1.3台に回復してきています。こうした意味で、私ども、先ほど申し上げましたように、こういった各国の政策を参考にしながら、日本の対策も講じていきたいと考えております。

それから、地方自治体において、大都市や地域でのいろんな偏在、対策の偏在というご質問がありましたが、この資料の中で7ページに、子ども・子育て応援プランの紹介を載せております。これは、平成15年の次世代育成支援対策推進法が基となっておりまして、これに基づいて、各地方自治体が行動計画をつくることとなっています。各地方自治体がその地域での少子化策を講じていく、そのいろんな目標値を積み上げたものが、この子ども・子育て応援プランとなっております。従いまして、各地方自治体におきましても、その計画に基づきながら、地域の実情に応じた対策を講じていただきたいと考えております。

最近、アンケート調査をしますと、地方自治体の首長のニーズも少子化対策が大体トップに来るようなところでもありますので、こうした意味で、地方自治体にも計画に基づきながら取り組んでいただきたいと考えております。

それから、育児休業の取得率、女性が7割とあっても、実際は第1子の出産を契機に約7割の方がやめられているというデータがありますので、残った方を7割ということでありまして、先ほどのご指摘にありましたように、まだまだ実数は少ないだろうと。現在、大体110万人赤ちゃんが生まれていますけど、育児休業を取得して給付金を受けている人は11万人ぐらいなのですね。そういった意味では、なかなか育児休業をとりにくい。それはいろんな事情がありまして、例えば、職場の中の雰囲気のとりにくいとか、上司の理解を得にくいとか、制度があっても活用しにくいということがアンケート調査にも出てきております。

○森地部会長　　すいません、まだたくさんあるので短くしてください。

○内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官　　従いまして、現在、官民一体となった国民運動を起こして、企業経営者の意識改革にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官　　それでは、沖縄の関係についてご質問がありましたので、お答えになるかどうかわからない点もありますが、順次お答えさせていただきます。

まず、NPOなどの小さな資金循環の点でございますが、沖縄に血縁を中心とした地域コミュニティといったら言いのか、門中組織というのがございまして、1つはそういう門中組織の中での相互扶助等が行われているところでもあります。また、これは離島に関しての公的な支援といたしまして、沖縄振興開発金融公庫、政府系金融機関が離島の融資枠というものを特別に設けておりまして、それ

を活用して、離島の事業者が事業を起こすときに融資を受けやすいように措置しているということでございます。

また、これは今私どもの審議会の専門委員会でいろいろご議論いただいている中で、今後の1つのアイデアとして出てきているお話がございまして、沖縄の各種の伝統工芸品について、そういったファンを集めたファンドをつくって、ファンドに出資していただいた方々に対する特別な商談会というか、販売会みたいなものをセットにして、ファンドを構成して、そこから資金を出すという仕組みはつくれないかというアイデアが出ております。

次に、法律では適用を除外されているのに、沖縄の位置付けを明記するのはなぜかという点でございしますが、沖縄に関しましては、まさに全国計画に対します地域計画ということで、地域計画の策定につきまして、適用除外の措置となっているところでございます。ただこれまでの、先ほど資料で見ていただいたように、沖縄の地域と全国計画との間で、相互の連動性を確保するという必要が出てまいります。特に、今回の東アジアに向けてのパシフィックロードという面では、沖縄の地理的な位置付けとして、まさに東アジアのうちでも華南のほう、比較的南のほうの経済圏との交流が深いという地域でございしますので、そういった位置付けが、今後我々が振興していく際、あるいは次の計画を策定する際の中心的なテーマになってくるかと思えます。そういう面で、全国計画との連動の中で、沖縄地域をどう生かして役割を与えていただくかということを明記いただくことが必要かなと考えております。

次に、振興開発型の記述になっていると。もう少し東アジアの社会に向けての記述がないのかということでございしますが、振興計画が目標としているところが、沖縄地域が、これまで本土復帰までの間、日本の成長から阻害されていたといった点を踏まえて進められているもので、中心的な課題としては沖縄の発展を図るということでございます。ただ、その中で沖縄の地理的特性を生かして振興を図るとともに、ほかの役割として、そういった東アジアとの交流を推進するというので、計画上の記述をしているところでございます。後ほど、関連する記述につきましては、追加で提出させていただきたいと思えます。

それから、海域についての議論でございしますが、まだ具体的な議論を進めているわけではないのですが、今回の中間とりまとめの中でも国境離島の位置付けを書いていただいて、沖縄は、特に与那国島でありますと日本の最西端、まさに台湾海峡と接するという位置付けのところでございまして、こういった辺境の——辺境といっちは失礼ですが、国境を接するような離島が一番、実は財政的にも苦しんでおるし、なかなか経済成長の手が及びにくい地域でございまして、そういう面でも、各離島の振興を活性化、それぞれの取り組みをやっていただくことが、まさに各離島に安定的に人が住まうよ

うにしていこうということが大事じゃないかということで進めているところでございます。

以上でございます。

○森地部会長　あとは科学技術がありましたね。

○内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官　世界最高水準の外国人研究者の受け入れという点でございますけれども、今とられている政策は大きく2つありまして、1つは、例えば出入国管理制度で、なかなか手続が大変だとか、ビザの発給がなかなか出来ないといったこととか、あるいは、そもそも英語での研究環境が乏しいとか、そういったいろんな阻害要因があります。こういったものの制度の改革を進めていくというのが1つ。

それからもう1つは、今の沖縄の大学院構想もその1つだと思いますが、やはり、そういう拠点をあちこちにつくっていくと。それで、魅力のある研究環境を整えていくということが今進められています。12月の次回の総合科学技術会議でもその議論をする予定になっておりまして、またアウトプットがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○安田内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震火山対策担当）付企画官　それでは、防災のほうでございますけれども、大西委員から、人口が減る時代の中で災害に強い住まいづくりのあり方、それについての内閣の取り組みということでございました。私ども、人口が減る中で災害に対して強い国土づくりを進めていくということが大変大事だと思っています。

それで、内閣府は何をするかと申しますと、まずは災害のリスクがどこでどのようにあるのかということをはっきりさせていって、いわば合理的な選択を皆さんが出来るようにするということが一番だろうと思っています。そして、その現状の評価ということに加えて、これからどういう施策をやることによって、そのリスクがどう変化するのか、これをお示しすることも、将来にわたっての合理的な判断をする上で大事だと思っています。

そういうことで、先ほどお話ししました地震に対する震度の分布、あるいは防災戦略を立てたり、あとは水害についても、ただ単にどこまで水が浸かるかだけではなくて、本当に大規模な水害が起きたときにどういう事象が起きるのか。例えば昨年、ハリケーン・カトリーナでアメリカの被害がありましたが、人口は今半分になったままだとか、いろんな波及的な効果もあるわけでございます。そういったことも含めて、その影響を明らかにしていこう、それが内閣府の1つの今の努めだと思っております。

続いて、家田委員から、東京の代替機能、災害ということも考えていろんな意見があるけれどもというお話がございました。私ども、まずそういう意味で、東京が本当に被災したときにどうなるのか、それを明らかにしようということで、先ほどは説明を端折りましたが、防災の資料の12ページ

に、首都直下地震が起きたときにどういう震度分布があるかという資料を出しております。例えば、東京の霞ヶ関とか中心部が一番やられるような首都直下地震が起きたときに、どこまでが一緒にやられるかと。そういうことで出しますと、例えば、現在内閣府というより政府全体で、既に立川のほうに代替拠点をつくっております。立川であれば、震度が6弱ぐらいでおさまって、しっかりした建物であれば何とか政府の業務が継続出来ると、そんなことを明らかにしております。そんなことで、いろいろとバックアップ関係ということで既にやっているところもございますが、更に首都直下の地震対策大綱の中で、政府全体でBCP、業務継続計画、災害が起きたときでも何とか必要最小限の業務は続けていけるような施策をとろうじゃないかということで、それを打ち出しております。具体的に、内閣府では、そのガイドラインの検討を行っております。今年度中にも、各省庁がそのようなBCP、業務継続計画をつくれるような下地をつくっていこうと思っております。そういうことも含めて、まずは政府がしっかりと、東京だけか、あるいはそういったBCPの検討の中で、ほかのところの利用ということも出てくるかわかりませんが、必要な対策をとれるようにということを今やっているところでございます。

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付企画官　　防災からあと2問だけ。要援護者対策について2問ご質問をいただいております。

最初のご質問が、企業の役割ということだったと思います。それから、次のご質問が、訓練への当事者の参加というご質問だったかと思います。

まず、企業のお話につきましては、ガイドラインでは、企業の役割について一番はっきり書いているのは、いわゆる福祉サービス事業者の方々でございます。あの方々は、普段の福祉サービスだけではなくて、災害時の福祉サービスを平常時と同じように継続させていくところが非常に重要なのであると。例えば、ケアマネジャーや実際に介護をする方々が、普段から要援護者と接しているわけですから、その人たちが災害時にもその人たちの居場所を把握する、あるいはどこに移送するというようなお手伝いをしていただくと。普段と同じように福祉サービスを出来るだけ継続していただくということが非常に重要だということを申し上げております。

もう1つは、ボランティアとしての役目でございます。例えば、中部地方のわりと大きな自動車会社のボランティアネットみたいなところが地域の防災訓練の中にも参加したりして、そういう要援護者活動を続けておられるというところをご紹介いたしまして、NPOの活動、あるいはボランティアの活動の一環として、そういった企業の方たちも積極的にご参加をお願いしたいと思っております。

さらに、訓練への当事者参加ということでございますが、今のようなボランティアの参加もさることながら、要援護者の皆様、あるいは要援護者団体の方々にも訓練に参加していただくということが

非常に重要なことだと思います。既に先進的な自治体では、いわゆる旧来型のショーのような防災訓練だけではなくて、そういった要援護者の方々が実際に参加をして、普通の人たちと一緒に避難支援の訓練をするとか、どうやったら障害者の方がお話出来るかとか、そういった訓練を実際にやりながら、要援護者対策の理解がだんだん浸透していくことをやっているところもございます。ガイドラインではそういった先進事例もご紹介しながら、こういった取り組みが地域でどんどん進んでいくように、我々も後押しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森地部会長　　どうもお忙しい中、大変貴重な情報をたくさんいただきましてありがとうございます。この計画部会では、この後、事項別の施策の基本的な方向という作業に入っております。そんな意味で、今日いただいたことにもたくさん含まれておりましたが、更にどういう政策を考えていくべきか、こんなお話を引き続きお教えいただければ、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（１）各府省庁ヒアリング（経済産業省）

それでは、次に移りたいと思います。経済産業省よりご説明をお願いいたします。

○横田経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課長　　経済産業省の地域経済産業政策課長の横田でございます。本日は、国土審議会の場におきまして、私どもの取り組みについてお話をする機会をいただきまして御礼を申し上げます。

１枚めくっていただきまして、１ページの目次のところをご覧いただきたいのですが、実は、９月１４日に持続可能な国土管理専門委員会でも考え方を説明する機会をいただきました。今日は前回の説明をベースとしながら、最近の取り組みを交えてご説明をさせていただきたいと思います。

最初に、地域経済産業政策の変遷について簡単にご紹介した上で、地域経済の現状を踏まえて、今後の政策のあり方についてご紹介をしたいと思います。

２枚おめくりいただきまして、３ページ目ですが、皆様既にご承知だと思いますけれども、私も、経済産業省の地域経済産業政策につきましては、大きく４つぐらいのフェーズがあったのではないかと、こんなふうに考えております。初めのフェーズが戦後復興期から６０年代、もしくは７０年代ぐらいの時期ではないかと思います。当時の日本の産業構造が重厚長大型の産業構造であったということで、主として四大工業地帯に港湾なり工業用水、道路、こういったインフラを、当時の建設省と

も相談しながら重点的に整備をしてきた、こんな時代であったのではないかと思います。

それからフェーズ2ですけれども、こういった重点投資の結果、かえって過疎過密とか、公害、あるいはそういった重点地域には適地が不足してきたということで、分散政策をとり始めた時代ということです。1972年には工業再配置法を制定し、その後テクノポリスとか頭脳立地法、こういったことで地方の拠点の整備を目指す、こんな取り組みをしてまいりました。

それからフェーズ3ということで、90年代半ば以降とありますけれども、そうこうするうちに、日本の産業空洞化問題ということが深刻になってきたので、国内での分散というよりも、むしろ国内の地盤沈下をどう食い止めるかということで、97年に集積活性化法という法律を制定しました。この法律では、日本の工場がどんどん海外移転していってしまう、そうしますと、金型とか鋳物、そういう製造業を支える産業が廃れてしまうのではないかとということで、自治体の申請を受けて、全国25の、主としてサポーターイングインダストリーに対する対応策を講じた。この中で初めて、大田区であるとか東大阪、これまで移転を促進していた地域についてでもこ入れを始めたということであります。

そして、21世紀においては、むしろ先端産業を育てるといったようなクラスター政策、こういったことを中心に取り組んでいるわけですが、後でご紹介しますように、昨今の格差問題みたいなことも念頭に置きながら、今いろんな政策を検討しているということです。

2枚飛びまして、先ほどご紹介しましたフェーズ2の工業再配置法ですけれども、実は、今年の4月にこの法律を廃止するというので、1つの時代を画するような時期だったのではないかと思います。工業再配置法、右の図にございますように、黒い地域、これは移転促進地域でありまして、ここからシャドウがかかっている誘導地域に移転を促進しようということで、産業再配置促進補助金といったものをツールにしながら進めてまいりました。この政策も一定の効果が上がったと考えておりまして、1ページめくっていただいて6ページ目でございますけれども、例えば、工業出荷額で見いただきますと、1970年代には黒塗りだった移転促進地域で3割、誘導地域では2割だったのですが、これが30年経った2000年では、1割と35%ということで、3対1だったものが4対7に、むしろ逆転するというので格差が解消してきていると認識をしております。また、従業員のシェア、事業所のシェア、あるいは工業集積度なんかについて見ましても、70年には約23倍だったものが、2000年には6倍弱ということで改善をしているという状況でございます。

次に7ページ目以降、地域経済の現在の状況について簡単にご説明をしたいと思います。私も、全国に10の地方拠点を持っておりまして、そこで地域経済の状況についてきめ細かく把握をしております。皆様ご案内のとおりでありますけれども、日本経済全体としては改善傾向でありますけれど

も、改善のテンポについてはそれぞれ格差があるという状況でございます。

1枚おめくりいただいて9ページですけれども、ちょうど景気の底に当たりました2002年1月では、このように全国寒々とした状況だったわけですが、2006年9月になりますと、有効求人倍率も全国で1.1を超えるような状況になってまいりました。しかしながら、いわゆる7道県と言われるところを中心に、まだまだ回復に遅れが見られる地域もあるという状況になっております。

それから、2枚おめくりいただきまして、こういった地域の景況の差の背景に、工場立地というものも少なからず起因しているのではないかと我々は思っているわけですが、これは工場立地件数について推移をまとめたものであります。ご覧いただきますように、バブル期で工場立地件数が増加しましたが、その後低迷を続け、ようやく平成14年を底に、最近回復基調にあるということです。△の立地件数でいきますと、平成17年では1,544件、それから■の立地面積でいきますと、約2,300ヘクタールということで回復をしてきております。平成18年の上期のデータも出ておりまして、件数で820件、面積で1,178ヘクタールということです。おそらく、平成18年を通して、平成17年を上回るようなレベルになるのではないかと期待しております。

しかしながら、12ページですけれども、やはり地域別に見ると、北海道、北東北、山陰、四国、南九州といったあたりでは、立地の伸びが少ない、あるいは四国ではむしろ平成17年でも立地件数が減少しているといった状況が見られるわけであります。

それでは、13ページ目ですけれども、企業はどういった要因に着目をして立地箇所を選定しているのかということです。これはアンケート調査の結果ですが、今一番重視している要因として挙げられているのは、用地とか人材といった地域資源であります。最近では、用地の不足、あるいは人材確保が難しいということで、太平洋ベルト地帯から、むしろ地方のように高度立地が広がっていく、そういった意味では各地域によってはチャンスなわけであります。

それから、2番目に交通アクセスという要因があります。これはもちろん物流みたいなこともありますし、マザー工場を中心に子供の工場を立ち上げるといった場合には、技術者とかいろんな人材がそこに行く必要がありますので、そういった意味での交通アクセスの重要性といったものもあります。

それから、近接性ということで、取引先との近接性、特によく自動車なんかで言われますけれども、自動車の一次下請企業は、自動車アセンブリーメーカーさんからは、ぜひスプの冷めないぐらいの距離に立地してくださいというように言われるそうです。従って、組立工場が立地しますと、その周囲二、三十キロ圏で立地場所を探すということになります。更に、二次下請企業は、一次下請企

業のまたスプの冷めない距離ということで、二、三十キロ圏ということになりますので、そういった意味で、取引先との近接性、集積が集積を呼ぶといった側面もあるということでございます。

それから、14ページ目でありますけれども、こういった要因で企業は立地先の選定をしていくわけですが、今の立地競争というのは国内競争ではない、国際競争だということであります。ご覧いただきますように、企業の海外生産比率は着々と増加をしております。まさに今朝の日経一面トップ記事に、エルピーダメモリが台湾に出るという記事があったわけですが、実は私ども、広島県からは、広島の工場を拡張して大きな工場にしたいという企業の意向を持っているんですが、実は、周辺が農地であったり保安林であったり、これを解除して拡張すると非常に難しいんだといったことで相談を受けておりました。

また、エルピーダメモリの坂本社長のお話を聞く機会があったわけですが、例えば、中国では法人税についても2免3半減というわけですが、2年間は免税です、3年間は半分でいいです。あるいはタイにおいても、特別重要産業については8年間法人税を免税します、台湾も実は5年間法人税免税です。結局進出されなかったわけですが、中国では、土地も工場も全部私どもの県が提供します、それから、人材育成は5年ぐらいかかるわけで、これを全部やらせていただきます。いろんなオファーがある中で、正直言って、日本の立地環境というのは世界で最も魅力がない地域だというふうにおっしゃっておられます。そういった意味で、こういう国際競争に勝てるような日本の立地環境の魅力向上というのが非常に重要なのではないかと考えております。

15ページ目をご覧くださいと、先ほどご覧いただいた有効求人倍率で、やや回復が遅れている地域ですが、少なからず、産業構造の影響を受けているのではないかと考えております。この地図で、右肩上がりの太斜線を引いているところが、農林水産業・鉱業・建設業の従業者の割合が20%を越えている地域であります。それから、右下がりの細斜線を引いているところは15%から20%の地域ということになります。どうしても、こういった農林水産業・鉱業・建設業への依存度が高い地域というのは雇用の状況も悪いわけですが、もう少しミクロで見ますと、こういう悪いところでもやや好調な地域がありまして、例えば苫小牧では、アイシン精機の立地が決まって、また、自動車の二次下請企業なんかも今後立地が期待出来るということで好調なわけですし、そういったことで、地域活性化のためには企業立地が非常に重要なのではないかと考えております。

現在、主要な産業の集積はどうなっているかということですが、16ページ目をご覧くださいと、自動車、電機・電子、こういった国際競争力のある産業の集積地、これは上位50位をプロットしたものですけれども、やはりどうしても大きな都市圏の近傍にあるということになります。

17ページで、繊維とか木製品、食品、こんなところを見ていただきますと、この図では出荷額が

2,500億円以上の集積について、上位30位ぐらいをプロットしたものですけれども、やや地域性が出てくるということです。そうはいつでも、すべての地域がこういった地域密着型の産業でカバー出来るわけではありませんので、そういった意味で、各地域で工夫をしながら、地域の強みを生かした立地戦略、こんなものが大事なのではないかということでもあります。

こういったようなこれまでの取り組み、あるいは地域経済の現状を踏まえながら、私どもとして今後どんなふうに地域活性化に取り組んでいこうかということについて述べさせていただきたいと思います。19ページ目をご覧くださいと思いますけれども、私どもの地域活性化戦略についての基本的な考え方をまとめたものが、この19ページ目であります。実は、この部会の委員もされていらっしゃる大西言いに、私どもの少子高齢化時代の地域活性化検討委員会という委員会の委員長をやっていただきまして、そこで今年の5月にまとめたものでございます。この基本的な考え方の①にございますように、地域としてある程度産業政策みたいなことをやっていこうと思いますと、例えば、企業立地1つとっても、A市に工場が立地したとしても、例えば人材供給はB市の工業高校とかに依存をせざるを得ない。あるいはベッドタウンはC町といったような相互依存関係を考えると、やはり、1,800人集約されたといっても、もう少し広域のエリアで、複数市町村圏単位で地域活性化の取り組みを推進していくことが重要なのではないかなということでもあります。

それからもう1つ、地域での取り組みを考えていく上で、単に就業率といったデータ、あるいは県民所得といったデータだけを見ていくというよりは、もう少し仕事のやりがいとか、満足度、こういったものも加味したような、そういう指標をつくるべきではないかという考え方でございます。実は私ども、産業構造審議会に地域経済産業分科会という分科会を立ち上げまして、10月24日から検討を始めているところなんです、この報告書の考え方に基づいて、10月10日の産業構造審議会でこの就業達成度の案をご議論いただきました。この報告書の案を12月19日の産業構造審議会で取りまとめ、その後、パブリックコメントを経て、報告書を取りまとめる予定にしておりますけれども、その中で就業達成度の設計図についてもご意見をいただいて、年度内に実際に各地域における就業達成度、満足度、こういったものについても指標化を試みたいと、こんなふうに考えております。

それから、具体的な施策ということで、これは盛りだくさんの施策を報告書に織り込んでいただいたんですけれども、例えば、地域資源を活用した企業化、こういったもの、あるいは〇にもございますように、医療、福祉、介護といった公的サービスの担い手として、NPO、そういったものを活用するといったようなアイデア、あるいは産業クラスター計画、今年から第2期が始まっているわけなんですけれども、これを進めることによって、5年間で4万件の新規事業を創出しよう、こんな具体的な施策も盛り込んでいただきました。そのほか、地方の自立的な発展のための基盤整備ということで、

交付税の問題、それから税収の問題、規制緩和の問題、こんな点についてもご指摘をいただいたわけです。

この報告書を踏まえて、20ページ目ですけれども、6月に新経済成長戦略がまとまったわけですが、それを受けて、政策の具体化に着々と取り組んでおります。20ページ目の左上のほうに、地域資源活用とございますけれども、これは私ども中小企業庁と地域経済グループ、共同して取り組んでいるわけですが、地域で眠っているいろんな地域資源を活用して、企業化を支援していこうじゃないか。特に、いろんな事業をやっておられる方に伺っても、販路開拓、マーケティングというところが一番ネックで難しいということを伺っているものですから、特にそういう販路開拓、マーケットに精通の方がハズオンで支援をしていく、こんなことに100億円を超えるような予算を要求して取り組んでいこう、こんなことで考えております。

そのほか、映画だけではなくて、アニメとかいろんなコンテンツも振興していこうということで、映画祭みたいなものを発展的に、国際コンテンツカーニバルを来年度開催しようとか、あるいは観光を通じた地域の活性化ということが出来ないかといったことを、国土交通省とも連携しながら、私どもも進めております。

それから、1つ下の箱に行ってくださいまして、先ほどの産業クラスター計画、上から3つ目の●にございますような地域コンソーシアムという研究開発の助成みたいなものを使いながら、現在推進しております。

それから更に右のほうに行きまして、中心市街地の活性化、商業振興、これも私ども以前、直接商業振興の仕事をしていたのですが、経済産業省で商業振興の仕事をしていると、穴のあいたバケツに水を汲んでいるような思いがあります。というのは、商業というのは典型的な立地産業ですので、そもそも住宅も移り、学校や病院、場合によっては市役所とか県庁とか、そういった公共施設まで中心市街地から出ていってしまったところに、商業で活性化しろと言われても活性化するはずがない。そういう中で、ぜひ都市計画と一体的にこういったものに取り組んでいくべきじゃないかということを私どもも思っていたわけですが、ようやく、まちづくり3法で都市計画と一体的な中心市街地、商業の活性化ということの基盤が整いました。ようやく、中心市街地活性化法に基づく第1号が年内にも申請されようかという状況になっております。そういうことで、これも国土交通省さ、総務省、あるいは関係8府省と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、1つ上に上がりまして、地域人材、これは非常に重要だということです。ものづくりにおいても、やはり先ほどの企業立地のときに、企業の立地要素で一番目に挙がっていたのは、用地とかいろんなものと合わせた人材であります。そういった意味で、今私どもが取り組んでいますのは、

大学と連携しながら地域で求められる人材のカリキュラムの作成を支援するとか、あるいは工業高校とか高等専門学校と連携をしながら、地場の中小企業の方に学生を教えていただくとか、あるいは学校を活用して地場の中小企業の人材を育成する、こんな連携を、文部科学省さん、あるいは教育委員会とも連携をしながら進めているところです。

それから、ものづくりだけに限らないということで、コミュニティービジネスを支援するという観点から、地域のリーダーを支援するような新しい施策についても検討をしているということです。

それから、もう1つ企業立地ということですが、1枚おめくりいただいて21ページに行っていたかと思うんですが、これまで、先ほど工業再配置法の廃止のように、いろんな立地政策は粛々と新しい施策に転換をしまっていました。実は、先ほども歴史的な展開のところでご紹介したように、97年、平成9年に集積活性化法ということで、空洞化対策でサポーターイングインダストリーを支えるような支援を行ってきたわけです。実は、この法律が来年6月に廃止期限を迎えるということなんですが、その後継的な法律ということで、現在、仮称ですが、地域産業活性化法、こういった法律で支援をしていこうということを考えています。

この21ページ目の資料は、11月20日の産業構造審議会地域経済産業分科会でご審議いただいたペーパーですが、ポイントは、2ポツにございますように、今まで経済産業省が支援してきた集積というのは、例えば、集積活性化法で支援をしたサポーターイングインダストリーとか、あるいはテクノポリスでも頭脳立地でも、ある程度こういう集積をつくるのが重要だということを国がひな形を示して、それに共感をするような自治体に提案をしていただいて、認定をして支援する、こんなスキームだったわけです。ただ、先ほど地域経済の実態を見ていただいたように、地域格差の現状を見ると、地域の状況はまちまちですし、国が1つのひな形を示して、その集積対策をやっていくということは限界があるのではないかなということです。そういうことで、ここでA、B、C、Dと例を並べておりますけれども、むしろ地域が、それぞれの地域の強みを考えていただいて、それでどういう産業であれば、立地の魅力を感じてくれるかということをよく考えていただいて、グランドデザインをつくっていただこう。

で、これも先ほど申し上げましたように、ある程度広域的にやっていただく必要がありますし、それから、中心市街地活性化も旧法のときはそうだったんですが、全国で600とか700とか計画が出来ても、一向に進まない計画はたくさんあったわけです。これは、コンサルタントにポーンと計画策定を丸投げしていて、いざやろうかというときに、その地域でコンセンサスが全然出来てなかったというのが最大の要因です。そういった意味で、しっかり地域の関係者が話し合っていてコンセンサス形成をする、コミットメントをちゃんとしていただくというところを支援していこう

ということを考えています。

具体的な支援措置ですけれども、幾つかあります。1つは、今地域で、企業立地で困っていることは何かと伺うと、企業は非常に立地のスピードを求めている中でいろんな規制があって、なかなか迅速な対応が出来ないということです。特に評判が悪いのは農地転用の話と、それから実は私どもが所管している工場立地法における緑地の規制ということです。農地転用については農林水産省にご相談をしておりますけれども、一定の面積以上については国が担当しているというところをこの法律に基づいて都道府県に下ろしていただけないかということをご相談しています。工場立地法につきましても、緑の確保は非常に大事ですけれども、これも市町村に権限移譲して、例えば工業専用地域とか、そういったエリアについては緑地の規制を思い切って緩和する。その代わりに、人材を確保するという意味でも、一定のエリアで緑を含めた環境整備は大事ですから、そういった意味で、少し広いエリアでそういった取り組みをしていただく、こんなことは出来ないかなということを考えております。

そのほか、予算的にも貸し工場とか、あるいは貸し事業所、こういったものに対する支援、あるいは工場立地法とか農地転用以外にもいろんな規制がございますので、地域や企業の相談窓口をワンストップサービスで提供するという、それから、税制とかソフト面の人材育成のための研修費用の補助、あるいは交付税措置、こんなことについても関係省庁と相談をさせていただいているということです。

最後に、23ページを開いていただきたいんですけれども、私どもの基本的なインフラ整備についての考え方をご説明して、私どもの説明は終わりたいと思います。これは今年の6月にまとめました新経済成長戦略の抜粋であります。先ほど来申し上げておりますように、企業立地、あるいは産業集積、これを活性化していこうと考えますと、どうしても物流コストの低減ということが非常に重要になります。先ほどエルピーダの例で申し上げましたように、日本の高い法人税の実効税率を下げただけという観点からも、極力私どもも歳出削減していただいて、全体として日本の立地環境が魅力あるような、そういう環境整備が必要だというふうに思っておりますけれども、インフラ整備もある程度戦略的に、集積の活性化に繋がるような投資をぜひお願いしたいというふうに考えております。一番下のポツにございますように、ここでは質を重視した戦略的なインフラ整備ということを書いておりますけれども、やはりスピードが重視される時代でありますので、質と同時にスピード感という時間軸を意識した取り組みをぜひお願いしたいと思います。

最後に24ページ目、日本経済全体で格差が見られるという状況の中で、上から4つ目の○にありますように、地域格差対策ということをやっていく上では、地域資源の活用とか、先ほど申し上げました地域の強みを生かしたターゲット設定を行った上で、企業立地の促進をする、そういった地域経

済の自立に向けた取り組み、こういったものを支援をしていくことが必要なのではないかなということです。それから、インフラ整備につきましても、今申し上げましたように、戦略的な質を高めるような、そういったインフラ整備をぜひともお願いしたいということを申し上げまして、私どもの説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

質 疑

○森地部会長 どうも大変ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご意見伺いたいと思います。安居委員。

○安居委員 今のご説明の中で、片方ではブロックでこれから考えていかないといけないという問題があるのですけれども、今のお話をずっと聞いていると、国と県なり市なりで、やはりブロックでどう考えていくかという視点からの組み立てが要るんじゃないかと思うんです。今までみたいに各地方の市の周辺とか、あるいはどこかの工場の周辺とかでというのではなくて、それぞれもっと主体を持った形でというのを言えるんじゃないかと思うんですが、その辺について、ここにはあまり書いてないと思うので、今後どうかというのを教えていただければと思います。

○森地部会長 それでは家田委員、それから奥野委員。

○家田委員 どうもありがとうございました。

中心市街地活性化に関連してなんですが、おそらくこれからのこの種の地場産業は、観光と密接な関係が、より強くやる必要があろうかと思うのですが、従来、経済産業省の範囲ではない観光も多いかと思うんですが、これから観光産業をどのようなものにしたらいいというふうに、経済産業省としてはお考えか。あるいは、この中心市街地活性化等々とどんなふうにコンバインしたらいいとお考えか、その辺コメントをいただけたらありがたいです。

○森地部会長 どうぞ、奥野委員。

○奥野委員 先ほど、最初のご質問とも関係するのがありますけれども、日本の各地域、海外からの企業の立地、誘致、大変熱心に活動してらっしゃると思うんですね。私、名古屋に住んでおりますけれども、名古屋の経済産業局のグレーター・ナゴヤ・イニシアチブということで、大体100キロ圏を、名古屋という名前で海外から誘致しようということに大変熱心に取り組んでらっしゃるのでありますけれども、海外からの企業の立地、その支援、そういったことについても、この枠内で同じに考えていいのかどうか、その辺を教えていただければと思いますが。

○森地部会長　　どうぞ武内委員、それから村田委員。

○武内委員　　今日のお話は製造物を中心とした産業立地なわけですがけれども、だんだんと廃棄物のほうも循環資源という見方をするようになってきて、循環産業というようなものが言われるようになってきているわけですがけれども、その製造物と、それから循環産業との連関というのですか、一方で廃棄物は海外にすべて行ってしまうということがあるわけですがけれども、例えば希少資源は国内でリサイクルをするということを原則にするとすれば、そういうものの間の関連性というのは少し考えていいように思うんですが、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○森地部会長　　村田委員、どうぞ。

○村田委員　　中心市街地活性化の中で、駅前の雑居ビル等の建て替えだとか、そういうものが非常に重要になってくると思うのですが、非常に権利関係等が複雑で、それをうまく調整するのが非常に難しいのではないかなと思うんですが、その辺についてお考えを教えていただければと思います。

○森地部会長　　よろしいでしょうか。それでは、ここでお答えいただけますでしょうか。

○経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課長　　最初に、ブロックでやるべきではないか、私どもの説明が、むしろ県とか市とか、そういったところを中心だったのではないかというご指摘でした。それで、私どもが、例えばこれから支援をしていこうということでご説明をした21ページ目の企業立地支援の法律でも、広域での取り組みは重要だと思っております、その広域というのは、複数市町村みたいな広域もあれば、産業、例えば自動車産業なんかになると、圏域を越えたような、そういった広がりの中で取り組むことというのは非常に重要なのではないかなというふうに思っております。

実際に、今各地域で起こっている取り組みを見ましても、岩手県の北上市に関東自動車の集積があり、今、宮城県、山形県と共同して3県連合で協議会をつくって取り組んでいこうという動きがございます。これに11月に秋田県も加わり、更に青森県も加わってというような取り決めをされていますけれども、ある程度自動車のアセンブリー企業を中心に、二次下請、三次下請、こういう企業を誘致してこようと思うと、どうしてもそれに必要な金型とか鋳物とか、そういった企業、技術者が必要だと。この技術者の養成みたいなことを、それぞれの市や県が単独でやっていたのではなかなかうまくいかないということで、共同で人材育成をすとか、あるいは下請企業がなるべく受注機会を広げられるようにということで、共同でトヨタ自動車と見本市をやるとかいったような取り組みをしています。

そういった意味で、私どもの今回考えています企業立地支援も、複数県が連合して、そういったグラウンドデザインをかきながら取り組んでいかれるということも、ぜひ支援をしたいと思っています

し、むしろ、いろんな取り組みの中で、もっとも難易度は、広域で連携するというのはコンセンサス形成も難しいと思いますけれども、最も推奨すべきパターンと言いますか、タイプということで位置付けて、取り組んでいきたいなと考えております。

それから、観光産業についてお話がございました。我々としても、地域活性化に非常に有力な1つのツールだと思います。国土交通省でも、まさに積極的に取り組んでおられますので、我々としても1つの日本の産業競争力という意味でも、国際的な競争力を持った観光産業をというように思っておりますけれども、これはむしろ、地域がそれぞれ、それこそ創意工夫をしながら取り組んでいかれるべきものではないかと思います。

ただ、やはりここでも、それぞれの県とか市町村、それがばらばらに取り組みをするというよりは、やはり広域で魅力をアピールするということは大事なのではないかなと考えております。これも大西委員に分科会長をやっていただいています私どもの産業構造審議会地域経済産業分科会でも、観光の問題なんかについても、国土交通省にもオブザーバーで来ていただきながら議論しているのですが、ある委員がプレゼンテーションをしていましたのは、九州でおやじ世代を対象にした1週間ぐらい滞在型の観光プランみたいなものをつくっています。こうしますと、1泊2日の観光でないような長期滞在型のプランになると、いろんな生活関係の消費が出てくる。床屋さんに行ったり、日用品みたいなものの買い回りをしたり。そうすると、1週間で20万とか25万とか、そういうお金が落ちる。そういう滞在を通じて、ここはいいところだなということでリピーターが増える。究極的には、本当にここはいいところだから、ここに住もうかということに繋がっていくというようなプレゼンテーションをされていました。それぐらい、長期滞在型のプラン、あるいは観光、余暇が楽しめるような取り組みをしていこうと思うと、やっぱり単独市町村での取り組みというよりは、少し広域で連携をしていただきながら取り組んでいただくということがいいのではないかと思います。

中心市街地活性化とどういうふうにコンバイン出来るかという、これは中心市街地活性化の中でも豊後高田とか、観光資源を持っているような中心市街地についてはうまくコンバインしやすいのでしょうけれども、すべての市町村がそういう観光資源を持っているわけでもないのなかなか難しいところもあると思いますけれども、相乗効果を発揮出来るところはぜひそうされたいのではないかと思います。

それから、海外からの企業支援、これも私どものスコープに入っているのかというご指摘ですが、これも入っております。これも、私どもの産業構造審議会の中でも企業の海外誘致の取り組みについても紹介があったわけですが、現在、JETROを通じて、外国企業誘致のために実際に日本に視察に来るといったことに対する支援とか、海外へのPRみたいなことも支援をしているわ

けです。産業構造審議会でご紹介があったのは、豊橋市が特区で英語教育みたいなことを一生懸命やって、それでゼネラルモーターズとか、外国企業の立地に成功しているといった紹介がありましたけれども、そういった外国企業誘致についても、1つの地域の企業立地のグランドデザインのパターンだと思いますので、経済産業省のいろんなツールを組み合わせながら支援をしていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、循環産業の話がございました。リサイクルも、これもやはりものによってはかなり広域で取り組んでいかないとうまく回らない分野の1つではないかと思います。そういった意味では、リサイクル産業というのを1つのグランドデザインの中に位置付けて取り組んでいくということも十分あるのではないかと思います。

最後に、中心市街地活性化していく上で、いろんな再開発をするときの権利関係、これをどうするのかという話がございます。これも各地域でよく聞く話ですけど、私が非常に親しくさせていただいています長野県のタウンマネジャーで服部さんという方がいるのですが、例えば長野の中心市街地というのは、駅前商店街と善光寺の商店街と大体2キロぐらいで、真ん中にダイエーとかそごうがあって、ダイエーが撤退してしまったと。ちょうど、駅前と善光寺駅前をずっと門前通り商店街になっていて、回遊性を持って活性化しなくちゃいけないという中で、ちょうど真ん中の拠点がなくなってしまったと。市役所が半年間、地権者に売ってくださいとやって交渉したのだけれどだめだったのを、服部さんは2時間で買収したと。しかも、市役所には6億円と言っていたのを2億円で買収した。

どうしたのですかと聞いたら、頼んでだめなら、押してもだめなら引いてみなで断るのですと。彼は地権者のところへ行行って、半年間もお邪魔して悪かった、これでやめるから。但し、毎年、固定資産税を2,000万円もずっと払い続けなくちゃいけなくて大変ですねと言って帰ろうとしたら、ちょっと待ってくださいとやって、交渉したらしいです。

彼は、地権者とのいろんな交渉をやりながら、そういう買収みたいなことをうまくやっているわけですが、彼の話の聞いていると、1つは、彼は中小企業総事業団のタウンマネジャーという資格で地権者と交渉をした。やっぱり地権者の方も、国のためになる、パブリックのためになるのだったら協力しましょうというのが1つのポイントです。もう1つは、これは地権者も背景に家族関係とか、あるいはいろんな借金を抱えているとか、いろんな問題があって協力出来ないというのがあるので、そこはむしろ、家族相談というのですか、そういうところまで入って行って、地権者が納得出来るようなプランニングをつくってやらないと、それはまとまるものもまとまらないよなということを言っておられます。服部さんをみたいな人が全国にいと、こういう問題はすぐに解決しちゃうのでしょうけれども、そういう人がごろごろしているわけではないんですが、地権者と向き合って、その

背景にあるいろんな問題を解決するという姿勢で取り組むというのは非常に重要なのではないかなと思います。

○森地部会長　どうぞ。

○安居委員　ちょっと僕の言い方が悪かったのかもしれませんが、今、道州制の問題を僕は一生懸命ディスカッションしているわけですね。道州制をとったとき、この中のほとんどの部分がそっちに移るのではないかなという気が僕はしてまして、それについてどういうお考えを持って、例えば国でやることと、そういうものがどうなんだろうかというのが僕の質問だったんです。必ずしも、ここですぐということじゃないですけど、やっぱりそういうブロックというか、道州制になったときに、そこでやるべきことは何だろうかということを考えますと、相当この部分が、ほとんどというといけなかもしれませんけれども、なるのではないかという意味での質問です。

○経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課長　おそらく、今日ご説明したような何らかのパブリックの役割というのは必要なのではないかと思います。仮に今、道州制ということになったときに、それを中央省庁が担うのか、道州が担うのかという機能配分の問題だと思いますので、それは適切にまた検討していけばいいのではないかと思います。

ただ、産業クラスターなどについても、国がやっているクラスター計画というのは、1つのクラスターマネジャーなり拠点というハブがあって、そこは目の見える範囲内で企業がいて、本当はこれからハブとハブがちゃんと連結をして、この企業のニーズとこの地域のシーズみたいなものがうまくつつくということが、拠点同士が繋がって円滑化するというところが1つのミソなのですが、まだ私どものクラスター計画もそれぞれの拠点同士が十分うまく繋がっていないものですから、それをどう繋げていくのか。国内だけでなく国際的なクラスターとどう繋げていくのか、そういった課題があります。ある程度グローバルにやっていかなくちゃいけない部分と、ブロック単位でやっていくことが適当な部分と、そういった意味で、全体で必要な機能をうまく役割分担していけばいいのではないかなと思います。

○森地部会長　それでは、もうご意見がないようでございますので、ありがとうございました。先ほども申し上げましたが、これから最終報告書に込められる事項別の政策提言、あるいは制度提言をやってまいりますので、またいろいろお教え、あるいはご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 各府省庁ヒアリング（法務省）

続きまして、法務省よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○利岡法務省入国管理局入国管理企画官 法務省入国管理局入国管理企画官の利岡でございます。

お手元に、資料4として「IMMIGRATION 2006」のパンフレットをご用意させていただきました。これを参照していただきながら、出入国管理行政の概略について、お話を差し上げたいと思います。

出入国管理行政は、ご案内のように出入国管理及び難民認定法に基づいて行っております。目的のところで、出入国管理及び難民認定法、すべての人の出入国の公正な管理がうたわれています。外国人の出入国・在留管理はもちろんのこと、先生方が海外に行かれるときの日本の旅券の確認、出国の確認、帰国の確認等も入国管理局で扱っております。

数がどのぐらいになると言いますと、パンフレットの4ページの真ん中に、外国人入国者、日本人出入国の推移というグラフがございます。上の赤いのが日本人出国者で、平成17年が1,740万人ほどとなっております。下の青いのが外国人入国者で平成17年が745万人。このグラフでおわかりのように、右肩上がりで外国人入国者数が増えております。平成17年が745万人、これは過去最高ですが、本年の上半期も、今までの上半期の分では最高を記録しておりましたので、平成18年も平成17年を超えて、多分最高になるだろうと予想されております。

ご案内のように、政府は観光立国関係閣僚会議で平成15年に観光立国行動計画を策定しまして、2010年に外国人旅行者を1,000万人にするという目標を掲げてございます。外国人が増えてきておりますが、法務省入国管理局としまして、外国人の円滑な受け入れの促進に努めています。また後ほど説明差し上げますけれども、円滑な上陸審査のほかに、厳格化も言われていまして、この厳格化と円滑化を両立させる方策としまして、最近とっておりますのが、1つはプレクリアランス、これは事前審査という形でして、今年も台湾と韓国の空港に入国審査官を派遣いたしまして、事前審査をして、実際に日本においでになったときは審査が通常より早く行われるという形のプレクリアランスを実施しております。これは、今後、運営状況を見ながら、随時、ほかの国にも拡大していきたいと考えております。もちろん予算が絡むことでもありますが、本年度は2地域でやっております。

それからもう1点がセカンダリ審査、これも平成17年4月から実施しております。セカンダリ審査、これは2次的審査と言いまして、例えば空港に到着される大多数のお客様が我が国にとって好ましい観光、あるいは短期所用等で来られますが、中に一部、不法滞在、不法就労等を目的にする人たちについては慎重な審査が必要ですが、大多数の人の前で慎重に審査をやっていると、後ろに並んだ方の審査待ち時間が長くなるということで、慎重な審査をやる人についてはその時点ですぐに別室に移っていただいて、そこでじっくり時間をかけてやると。その後に並んだ一般の大多数の我が国に

とって好ましい方については、審査時間を円滑にスムーズにやっていくというセカンダリ審査の手法を昨年から取り入れております。

あと、事前旅客情報システム、A P I Sと言われていますが、これも平成17年1月から試行してございます。これは航空会社が、飛行機が出発した後に旅客の情報を事前に当方に電算で送ってくると。それをもって、あらかじめうちのほうで慎重に審査をしないといけない、あるいは上陸拒否に該当する、いわゆるB Lと言われるブラックリストに載っているかどうかを事前にチェックしまして、着いてからの審査の時間の短縮化が図れるという形。このA P I Sにつきましては、本年5月に成立、公布されました入管法の一部改正で、これが義務付け化になっております。昨年の1月からテスト的に行ってございましたが、これが今度の入管法改正で義務付け化されまして、これは来年の3月ごろから実施の予定でおります。

それから、円滑な審査としましては、もう1つ、最近、地方空港における国際便のチャーター便が増加しております。これへの対応としまして、今年、若干ではございますが増員が認められましたので、成田、関空に続きまして、羽田と千歳空港に、空港審査の遊撃班というのを設置しております。チャーター便は不定期ですから、それぞれチャーター便が入りますと、事前に連絡をいただいて、空港審査の遊撃班をそこに派遣して、審査の短縮化を図るという形で対応してございます。

6ページに在留資格の一覧、外国人が日本に来て、入国、滞在、在留するには、我が国は在留資格制度をとってございます。27ほどございますが、この在留資格に該当しないと入国、滞在が認められないという形になっています。下の4つが、身分または地位で在留出来る在留資格でございまして、この方たちの活動の制限はございません。それから上のほうが活動資格、活動に着目して規定しました。在留資格でございまして、それぞれの活動を行う形で入国、滞在が認められます。

外国人が一般的に日本に来るためには、それぞれのお住まいの国で、日本国の在外公館（大使館・領事館）で入国目的に合ったビザ、査証をとって、空港なり外国に到着。そこで上陸審査を受けて許可になりますと、パスポートに上陸許可の証印あるいはスタンプシールが張られます。そこで在留資格と在留期間が決定されます。通常は、一般的に在留資格のことをビザという呼び方がされておりますが、本当は日本に入ってしまうとビザではなくて在留資格、ステイタスということになるのですが、一般的には、あなたの在留資格は何でしょうか、留学ビザですとか、就労ビザですという言われ方をしてございます。

では、現実にはそういう形で入国、滞在が認められている外国人の方はいかほどかと言いますと、14ページに外国人登録という項目がございます。これは一部例外がございますけれども、基本的には外国人の方が日本に入国、滞在する場合には、入国してから90日以内に居住地の市区町村で外国人

登録の申請をして、外国人登録証明書を受けないといけませんという規定になってございます。ただ、90日以内ですから、通常の観光で来られる方、あるいは短期所用で来られる方たちは、普通、外国人登録は行いません。もちろん申請することは可能で、申請があれば交付しますが、通常、外国人登録はしませんので、ここで登録されている数は、中長期的に日本に滞在されている方ということになろうかと思います。これが、平成17年が201万1,555人、初めて200万人を突破してございます。括弧で書いてございますのが、我が国の総人口に占める割合でして、これも暫時伸びてきておりまして、平成17年、1億2,700数万人の我が国の総人口に対して、1.57%の外国人が居住されているという形になってございます。

少し戻っていただきまして、10ページに外国人の退去強制手続の項目がございまして、政府の犯罪対策閣僚会議で、平成15年に犯罪に強い社会のための行動計画を閣議決定してございます。この中の1つに、犯罪の温床になるような不法滞在者を平成20年までに半減しなさいという数値目標が決定されておりまして、右にございまして、外国人不法残留者の推移、その当時、22万人ほどいました。それを平成20年までに半減しなさいということが言われておりまして、摘発とか警察との連携とかを図って不法在留者半減計画に向けて努力しておりますが、今年の1月末現在ではまだ19万人ほどの不法残留者が電算上記録されてございます。半減につきましては、テロとか犯罪者はもちろんのことですが、不法滞在をもくろむ、あるいは不法就労を目的に来る人についても、水際で確実にはいじかないと、観光等で入ってきて、そのまま不法滞在に繋がっていきます。

一方で、外国人旅行者を倍増しなさいという決定があり、他方で、犯罪者を半減しなさいという形があつて、先ほど言いましたような両立させるべくそういう方策を昨年度から取り入れてやっているところでございます。

今言ったのが、現在の出入国管理行政でございまして、今後の外国人の受け入れについて、17ページにございまして、第3次出入国管理基本計画、これは昨年3月に策定、公表されたものでございまして、先ほどお話を差し上げましたように、我が国が必要とする外国人については円滑に受け入れましょうと、これが1つの大きな柱でございまして、もう1つが、我が国の治安を回復するため、摘発と水際のきちんと厳格な審査をやる。こういう大きな2つになっています。左側のピンクのほうの、我が国が必要とする外国人の円滑な受け入れにつきましては、ご案内のように、現在は専門的、技術的な分野の外国人労働者は受け入れする形になっておりまして、これが先ほどの在留資格で規定されている。他方、専門的、技術的な分野でない、いわゆる単純労働者と言われる方については、現在は受け入れないという政府の方針になってございますが、専門的、技術的な分野以外の分野についても検討しなさいという形で、今まさにあちこちから提言をいただいています。規制改革・民間開放推進

会議、あるいは経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針の今年の決定、7月に出されました閣議決定の中でも、「現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。」ということが閣議決定されておりまして、今まさに本年度内に一定の結論を得るべく関係省庁と連携をして検討している状況でございます。

時間の関係がございますので、簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

質 疑

○森地部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご議論をお願いいたします。

鬼頭委員、それから武内委員。

○鬼頭委員 質問させていただきます。2点ございますが、1点は、最後の第3次出入国管理基本計画のところでございます。ここでは人口減少時代に対応して、技能を持った人をどんどん受け入れる。しかし、治安とかその他いろいろ問題もあるので、いろいろ検討しなければならないということですけれども、その検討というのは具体的にどのように今進んでいるのかご紹介いただければと思います。一番問題は、出入国管理というのは受け入れあるいは出国の窓口ですから、その中でどういふうに外国人を、あまりいい言い方ではないかもしれませんが、管理するというか、日本になじんでいただくかというところで、地域社会や行政との連携、それがいかなものかというのを特にお伺いしたいと思います。

それから第2点は、東アジア連携と言っておりますが、最後の18ページ、19ページの地図を拝見しますと、九州、札幌も日本海寄りと言っていると思いますが、山陰、北陸、中部にかけまして、外国人受け入れの管理局あるいは支局がございませんけれども、出張所があるのかもしれませんが、その辺の強化ということについて、何かお考えがございますか。特に物流では日本海のほうが、港湾が相当にぎわっているという話なので、当然人間もそれにくっついてくるのではないかと思いますけれども、その2点についてお伺いしたいと思います。

○武内委員 純粹に質問です。17ページの人口減少時代への対応というところ、これは私どもにとって非常に関心のあるテーマですけれども、最初のほうで「人口減少下においても」と書いてありますが、私どもの認識だとむしろ「人口減少下だからこそ」みたいな気がするのですが、「において

も」というのはどういう意味で書かれているのか教えてください。

それから2番目に、「専門的、技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては」ということで、日本にとってあまり望ましくない人については少し慎重にという意味合いだと思いますが、「専門的、技術的分野とは評価されていない分野」というのは、具体的にはどういう分野なのか教えていただければ幸いです。

○森地部会長　そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは私からも、まだ続いていると思いますが、カナダは専門的という条件の別に、お金を持っている人という範疇をつくっているのですが、日本はそういうことはあり得ないと思ったほうがいいですかというのが質問です。要するに、専門的技能を持っている人は滞在許可を認めますと。そのほかにお金持ち、現金をこれだけ持っている人は認めますという施策を香港のあのとき以来ずっと持っていて、たしか私の記憶ですと、当時、日本円で1,500万円ぐらいだったのが、今は4,000何百万円に上がってきているのではないかと思います、そういう管理の仕方というのはないのかというのが質問でございます。よろしくお願いいたします。

○法務省入国管理局入国管理企画官　最初のご質問から順番にご説明差し上げたいと思います。在留管理で地域社会と言われました。これはうちのほうで、先ほどお話を差し上げましたように、入国と出国の外国人についてはまさに電算化されて、きちっと管理というか、確認出来ます。入られた方の在留中については、外国人登録という制度がございます。これは居住の市区町村でやっていただく。もちろん居住地が変われば住民票と同じように届け出義務がかかってございますが、それと職業あるいは勤務地が変わっても届け出ないといけないようになっておりますが、これが現実には守られていない方、新聞報道等でご案内のように、特に日系人の方の職場、ある程度転々されるという方がございまして、現実には住んでいないところで登録をしたままになっているとか、職業が変わっても届けられていないというのがございます。その情報をきちっと管理すべきではないかということで、提言を受けまして、犯罪対策閣僚会議の下に出来ました滞在管理のワーキングチームというのがございます。これは内閣官房が主体になっておりますけれども、そこで関係省庁が全部集まって、どういう情報をどういう形で一元化していくのか、外国人登録と出入国管理法の改正を含めて検討しなさいと。これも本年度中内に一定の結論を出す形で今まさにやっております。

それともう1つ、地域行政とのかかわりの中では、経済財政諮問会議の中で、当時の安倍官房長官が、やはり外国人が現実にはたくさんの方がおられる、それは地域住民として、いわゆる生活者としての外国人の問題を関係省庁全部で横断的に検討していきなさいということがありまして、これは元々ありました外国人労働者問題関係省庁連絡会議というのがございます。その中で、こちらのほうは管理

のほうではなくて、生活者としての外国人という視点から、まさしく地域社会、逆に言うと住民としての行政サービスをどういうふうに与えるかという観点から、これも関係省庁連絡会議で検討しております。両方のワーキングチーム、観点は異なるのですが、それぞれ6月ころに1回、中間報告を出しておりまして、本年度中にまとめるべく今、鋭意検討しているところでございます。

2点目の出張所ですが、確かにこの地図で見ますと、日本海側のほうには支局とかありませんが、ここにございますように出張所が今63カ所、昔は外国人の出入りは船舶が多かったので、各港に出張所がございました。ところが、やはり外国人の往来が飛行機の時代に移ってきまして、外国人の住まえる数も増えましたので、便宜も考えまして、港のほうから都心部と言いますか、真ん中のほうに出張所を移してございます。但し、今は全国都道府県の中に必ず1カ所以上のお出張所がございます。港に入りますと、出張所から職員が港に派遣されて、出入国の審査にあたるという形になってございます。63カ所ですが、手薄じゃないかと言われて、テロの関係もございますので、空港だけではなくて港の出張所の審査も厳格にやる必要があるということで、増員要求は毎年させていただいておりますけれども、こういう経済の状況でございますので、そんなに現実には増えていないという状況でございます。

次に、基本計画の中の「人口減少下においても」という言葉、これは今までも、専門的、技術的分野については円滑に受け入れるよう推進していきましよう。人口減少になったとしても、その政策、方向には変わりはないという形で、「人口減少下においても」という形で使わせていただいたのだらうと承知しておりまして、人口減少下だから余計やるとか、そういう意味ではなくて、そのまま継続していきますという意味でたしか使われていたと承知しております。

それから、専門的、技術的でない分野の外国人労働者、1つ、高度人材については規制改革のほうでも提言を受けておりますけれども、在留期間は今、原則3年以下ですが、これを5年に延ばしなさいと。その議論の中で、専門的、技術的分野の中のどこから上が高度人材になるのか、それからどこで線を引いてどこから下が専門的、技術的分野でないのか、またどこから下が単純労働者になるのか、これがはっきり言って、各省で捉え方に多少温度差があります。専門的、技術的分野の表現も含めて、各省で違ってきます。高度技能者という呼び方をしたり、中間技能労働者、うちのほうも一度、中間技能労働者という単語を出したことがありますが、これはまだはっきり提言が決まっております。この専門的、技術的分野以外の外国人の受け入れを今検討している中で、線引きでこういう形をといるのを、各省と協議をして詰めていく必要があろうかと思っております。明確な回答にはなりませんけれども、専門的、技術的分野と評価されていない分野というのは、漠然とは単純労働者と、今認めている専門的、技術的な高度の間の中間的な位置づけを考えてございます。

最後の、お金での入国というのは、在留資格の中でございます。ただ、関係するといえば、短期滞在、観光等に入ってくる方については、日本で働けない資格ですから、滞在予定期間の生活費用等を賄える滞在費がありますかという確認は上陸審査においてしますが、ただお金だけたくさん持っているから入国を認めるということは現在とっておりません。ただ、投資・経営という在留資格がございまして、これは目安として投資金額500万円以上というのが上陸の省令のほうで書いてございますが、それは500万円以上のお金を投資して、我が国で貿易とか企業を起こした人については、投資・経営という在留資格で入国を認めてございます。ただ、お金だけたくさん持ってきて、日本で銀行等に貯金しますからどうですかという形での在留資格というのは今のところございませぬし、その要望はまだそれほど受けておりませぬので、今のところお金だけで入国を認めるということは、入国管理局としては考えてございませぬ。

○森地部会長　わかりました。ちょっとマニアックで恐縮ですが、一定の、例えば1億円のお金を常時、銀行に置いておくと。悪いことをしちゃうとそれが没収されるとか、そういう管理の仕方をカナダが考えているかどうかかわからないですが、とにかくカナダは一定の金額を入れた人は住んでよいと。それは人口減少というか、元々人口が少ないことの政策だったのだらうと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○鬼頭委員　先ほどご質問があった、評価されていない分野とかかわると思うのですが、6ページの在留資格の中に、医師、歯科医師については、医療ということで活動が認められるわけですが、最近話題になっているのは、例えばフィリピンから介護される方とかを呼んでいるわけで、もう現実に来ているわけですがけれども、日本語を勉強するのはもちろんですが、日本国内で国内の基準に合った資格を取らないと作業が出来ないようにになっています。これを向こうで相当の基準をクリアした資格を持っているならば、医師、歯科医師と同様に認めるということが可能ではないのかどうか。また、それを決めるのは法務省のほうなのか、それとも厚生労働省とかそちらのほうなのか。その辺を教えてください。

○法務省入国管理局入国管理企画官　医療の資格は我が国の国家資格が前提となつてございますので、例えば今お話しされましたフィリピンの方の、今度EPAの中で初めて受け入れる形で合意されて、今、最初の手続作業に入っております。フィリピンの看護師資格を持っておられる方が来られますが、当然、医療の在留資格で日本の看護が出来る形ではございませぬ。日本の国家資格をとっていただくために日本語研修をやった後に、病院等で雇用契約の下で、いわゆる日本の看護師について、就労ですが研修をしていただいて、3年以内に日本の国家資格を取っていただくと。取った後はそのまま就労として認められますけれども、それまでの間はいわゆる研修、実際の雇用契約で働く就労活

動なのですが、研修の位置付けでの形になります。実際に、フィリピンの看護師の方はまだ入ってきておりません。ただ現実には、この前もテレビで報道されていましたが、フィリピン人の看護師、あるいは介護士、現実には3桁の数があります。この方たちは基本的に、それだけで在留資格はございませんので入国は認めておりませんが、先ほどお話ししました在留資格の中で、活動資格に制限のない日本人の配偶者等という在留資格、あるいは定住者、この方たちが介護士の資格を取ったり、あるいは看護師の資格をとって働いている方がたくさんおられます。これはそれを目的で入国を認めた形ではなくて、日本人の配偶者として、日本人の配偶者が日本で生活する中で資格をとって働いているという状況でございます。

○森地部会長　そのほかございますか。

○西村委員　細かい話ですみません。日本に來ている留学生、もう10万人以上いると思うのですが、これらの人たちの留学が終わった後、学位を取得した後、なかなか日本に留まってくれないと思うんですね。その1つは、やはりビザがうまくいっていないのではないかと。学生の相談を受けると、留学して、学位が取れて1カ月分ぐらいしかビザがないので、全然就職活動も出来なくて、なかなかうまく留まれないと。日本の文化もわかって、日本語も出来て優秀な人材が、みすみすビザが延長出来ないということで、つまり就職活動にうまくマッチしないがために日本を離れていつてしまっているのではないかなと。うまくその辺が改善出来ると随分助かるなという事例を何度も目にしているのです。その辺、どういうふうになっているかちょっと教えていただければと思います。

○森地部会長　あわせてもう1つ、このパンフレットを見ますと、入れないことのための政策体系がずっと並んでいるのですが、もっとたくさん優秀な人に入ってもらおうということの政策は、どこの役所がご担当なんでしょうか。

○法務省入国管理局入国管理企画官　基本的に在留資格とか基準省令、上陸の条件というのは、これを決めるときには関係省庁と協議した上で規定されていまして、それぞれ所管するところの省からの提言を受けまして、協議をして、法務省で在留資格なり基準省令を変えて、関係省庁に全部協議を出すという形。例えば、投資・経営でもう少し枠を広げてくださいとか、投資・経営の期間を3年にしてくださいという要望については、経済産業省から受けたり、それから、看護師さんを受け入れたいという要望があるとすれば、業界の意向を受けて、厚生労働省から法務省に話がくると。それで実際の法案作業は法務省でやりまして、そのときに関係省庁と協議をして、政府全体として決めていくという形になります。

それと、留学生の、終わられて就職されるというのは、在留資格でいうと人文知識・国際業務、あるいは技術の資格である。この条件というのは、大学卒業または実務経験10年以上というのが基

本的な条件になっています。大学を卒業されていますから、基本的には就職を希望されると基準を大体クリアですから大体認められます。ちなみに平成１７年が６，０００幾らの申請がございまして、たしか９０何%が許可になってございます。

もう１点、卒業した後の就職、マッチングの間に時間がかかるという要望がございまして、実は昨年から就職活動として、卒業された後の最長１８０日までは在留を認めるという扱いをしてございます。ただし、卒業されて何もしない人をそのまま在留を認めるわけにはいきませんので、大学のほうからそういう状況があるよと、ちゃんと就職活動をやっていますよという大学からのレターをつけていただいて、そういう条件の下に１８０日認める。なおかつ、今年の３月からは、その１８０日の間に就職が内定した方、日本は４月から採用が多々ございますので、４月に卒業されて１８０日の間、就職活動をやってくださいよと。その間に内定した方については更に１８０日、１年間、来年の就職の時期まで認める扱いを実施してございます。ですから、今、就職で、大学を卒業して自分が働きたいのにビザの関係で在留が認められないということは、あまりないのかなという状況になってございます。

○森地部会長　そのほかよろしいでしょうか。それでは大変ありがとうございました。

それでは、本日のヒアリングはここまでとしたいと思います。

(２) そ の 他

最後に、当部会の今後のスケジュール案について、事務局より説明をお願いいたします。

○鳥飼国土計画局総合計画課長　ご説明申し上げます。

最後に資料５、１枚の紙がついてございます。ご報告は２点でございます。来年また１月からヒアリングの第４回、５回と続けていただきますが、ご報告の１点目はヒアリングの府省の時間割をちょっと変更させていただいてございます。１月１８日が国土交通省、環境省、１月２３日が総務省、農林水産省とさせていただいたところでございます。

それから、その先の部会日程でございますが、２月、３月は委員の皆さん大変スケジュールが立て込む様子なので、早めに日程確定をさせていただいております。２月１５日に２１回、そして３月６日、３月２９日と、いずれも最終報告に関する調査審議のための計画部会を日程取りさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○森地部会長　本日の議題は以上でございます。これをもちまして、本日の国土審議会計画部会を

終了したいと思います。大変ご熱心なご議論を賜りましてありがとうございます。

また、本年の部会は本日が最後となりますが、年明けより、引き続き各府省庁ヒアリング等の開催が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局から、連絡事項等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○山本国土計画局総務課長　本日はどうもありがとうございました。次回の計画部会につきましては、来年１月１８日（木）午後２時より、場所は三田共用会議所で開催させていただきます。

例によりまして、資料はお席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局からお送りさせていただきます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　　　会